官報

法律

副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十三年十二月一日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百十五号

副檢事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

副檢事の任命資格の特例に関する法律（昭和二十二年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

「一年以内」を「二年以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する

法務総裁　殖田　俊吉

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十三年十二月一日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百十六号

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

第一條　衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十二年九月十五日の現在で」を削る。

第二條　選挙運動の文書図画等の特例に関する法律（昭和二十二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十二年及び昭和二十三年中に施行される」を削る。

附則第二項中「衆議院議員選挙運動等取締規則、参議院議員選挙運動取締規則及び地方議会議員等選挙運動等取締規則」を「衆議院議員選挙運動取締規則、参議院議員選挙運動取締規則及び地方公共團体の選挙の選挙運動取締規則」に、「この法律施行の日から、昭和二十三年十二月三十一日まで」を「この法律が効力を有する間」に改める。

第三條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百八十三條第一項中「二年」を「三年」に改める。

附則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　第三條の地方自治法第百八十三條第一項の改正規定は、この法律が施行される日の前日までに選任された地方公共團体の選挙管理委員については、その選任の日に遡つてこれを適用する。但し、この法律が施行される日までにすでにその後任者の選任に関する手続が開始されたものについては、この限りでない。

内閣総理大臣　吉田　茂

政令

財務局官制の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十三年十二月一日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百五十八号

財務局官制の一部を改正する政令

内閣は、行政官廳法（昭和二十二年法律第六十九号）第十二條の規定に基き、この政令を制定する。

財務局官制（昭和十六年勅令第七百六十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

（別表）

財務局ノ名称、位置及管轄区域表

名称	位置	管轄区域
東京財務局	東京都	東京都　神奈川縣　千葉縣　山梨縣
関東信越財務局	東京都	埼玉縣　茨城縣　栃木縣　群馬縣　長野縣　新潟縣
大阪財務局	大阪市	大阪府　京都府　兵庫縣　奈良縣　和歌山縣　滋賀縣
札幌財務局	札幌市	北海道
仙台財務局	仙台市	宮城縣　岩手縣　福島縣　青森縣　秋田縣　山形縣
金沢財務局	金沢市	石川縣　福井縣　富山縣
名古屋財務局	名古屋市	愛知縣　静岡縣　三重縣　岐阜縣
廣島財務局	廣島市	廣島縣　山口縣　岡山縣　鳥取縣　島根縣
高松財務局	高松市	香川縣　愛媛縣　徳島縣　高知縣
福岡財務局	福岡市	福岡縣　佐賀縣　長崎縣
熊本財務局	熊本市	熊本縣　大分縣　鹿兒島縣　宮崎縣

第6565号　本文

本文

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　泉山　三六
内閣総理大臣　吉田　茂

恩給給与規則の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十三年十二月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百五十九号

恩給給与規則の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十八條の二及び恩給法臨時特例（昭和二十三年法律第百九十号）第十三條の規定に基き、この政令を制定する。

恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

「裁定官廳」を「裁定廳」に、「内閣恩給局長」を「総理廳恩給局長」に、「経由廳」を「本属廳」に改める。

第二條第二項に次の一号を加える。

四　恩給法臨時特例第十條ニ掲グル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ノ金額及之ヲ受クル事由ノ生ジタル年月日ヲ記載シタル本属廳ノ証明書

第二條の次に次の三條を加える。

第二條ノ二　恩給法臨時特例第二條第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ普通恩給請求書ニ前條第一項各号ニ掲グル書類ノ外同條第二項第二号及第三号ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

第二條ノ三　恩給法臨時特例第七條ノ規定ニ依ル加給ヲ含ム増加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ第二條第一項及第二項各号ニ掲グル書類ノ外其ノ加給ノ原因タルベキ者ノ戸籍謄本（公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ退職ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及其ノ者ガ公務員又ハ之ニ準ズベキ者（以下公務員ト称ス）ノ退職当時ヨリ引続キ之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ

前項ノ規定ニ依リ公務員ノ戸籍謄本ヲ添附スルコトトナル場合ニハ第二條第一項第二号ノ戸籍抄本ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第二條ノ四　昭和二十一年勅令第六十八号第五條第三項ノ規定ニ依ル加給ヲ含ム増加恩給ヲ請求セントスル場合ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ第二條第一項及第二項各号ニ掲グル書類ノ外其ノ加給ノ原因タルベキ者ノ戸籍謄本（増加恩給ヲ給スベキ事由発生ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及左ノ書類ヲ添附スベシ

一　加給ノ原因タルベキ者ガ昭和二十一年勅令第六十八号第五條第三項第一号ニ該当スベキ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ガ増加恩給ヲ給スベキ事由発生当時増加恩給ヲ受ケントスル者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二　加給ノ原因タルベキ者ガ昭和二十一年勅令第六十八号第五條第三項第二号ニ該当スベキ者ナル場合ニ在リテハ不具癈疾ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書（増加恩給ヲ給スベキ事由発生ノ時以後ノ事情ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

前項ノ規定ニ依リ増加恩給ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本ヲ添附スルコトトナル場合ニハ第二條第一項第二号ノ戸籍抄本ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第三條第一項中「前條」を「第二條」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第三條ノ二　恩給法臨時特例第二條第四項ノ規定ニ依リ同條第三項ノ期間ノ延長ヲ請求セントスル者ハ若年停止排除期間延長請求書ニ第二條第二項第二号及第三号ニ掲グル書類並恩給証書ヲ添附シ裁定廳ニ之ヲ差出スベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三條ノ三　恩給法臨時特例第七條又ハ昭和二十一年勅令第六十八号第五條第三項ノ規定ニ依ル加給ヲ受クル恩給権者ハ其ノ加給ノ原因タル者ノ員数減少シタル場合ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給改定請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定廳ニ之ヲ差出スベシ

一　恩給証書

二　加給ノ原因タル者ノ員数ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第六條但書中「（公務員ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）」を削る。

第七條第一項第二号中「（之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）」を削り、同項に次の一号を加える。

三　請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

同條第一項の次に次の一項を加え、同條第二項中「前項」を「前二項」に改める。

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル総代者ナルトキハ前項各号ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一　扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二　請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前項第二号ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

三　請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第三号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

第八條第一項第一号中「及請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）」を「並請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書」に改め、同條第二項を次のように改める。

前條第二項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ、前條第二項及第三項ノ規定ハ前項第二号ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條第一項を次のように改め、同條第二項中「前項」を「前項第二号」に改める。

前二條ノ場合ニ於テ公務員ノ死亡ガ公務ニ因ル傷痍疾病ニ起因スルトキハ前二條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ

一　第二條第二項第一号及第二号ニ掲グル書類

二　死亡者ノ死亡診断書又ハ屍体検案書

三　恩給法臨時特例第十一條ニ掲グル遺族補償又ハ之ニ相当スル給付ノ金額及之ヲ受クル事由ノ生ジタル年月日ヲ記載シタル本属廳ノ証明書

第十條第一項に次の一号を加える。

四　請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

同條第一項の次に次の一項を加え、同條第二項中「前項ノ場合」を「前二項ノ場合」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改める。

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル総代者ナルトキハ前項各号ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一　扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二　請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前項第三号ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

三　請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第四号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

同條の次に次の二條を加える。

第十條ノ二　扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合ニ於テ其ノ中ノ一部ノ者ガ失権シタルトキハ扶助料証書書換請求書ニ扶助料証書及其ノ者ガ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失ヒタルコトヲ証スル書類ヲ添附シ裁定廳ニ之ヲ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テ恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル総代者タル扶助料権者ガ失権シ仍扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ルノ外扶助料証書書換請求書ニ此等扶助料ヲ受クル者全員連署ノ総代者選任届書ヲ添附スベシ

第十條ノ三　恩給法臨時特例第八條第二項又ハ恩給法第七十五條第二項ノ規定ニ依ル加給ヲ含ム扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前五條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ

一　加給ノ原因タルベキ遺族ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ遺族ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前五條ノ規定ニ依リ添附スベキ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

二　加給ノ原因タルベキ遺族ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコト及扶助料ヲ受ケントスル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第十一條中「第七十四條第二項」を「第七十四條」に改める。

第十一條ノ二を次のように改める。

第十一條ノ二　恩給法第七十五條第二項又ハ恩給法臨時特例第八條第二項ノ規定ニ依ル加給ヲ受クル扶助料権者ハ其ノ加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ増減アリタル場合ニ於テハ扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定廳ニ之ヲ差出スベシ

一　加給ノ原因タルベキ遺族ノ員数増加シタル場合ニ在リテハ扶助料証書及戸籍謄本（加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ増加ヲ明瞭ニシ得ルモノ）並加給ノ原因タルベキ遺族ガ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルニ至リタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二　加給ノ原因タル遺族ノ員数減少シタル場合ニ在リテハ扶助料証書及加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第十二條第一項中「扶助料ノ停止ヲ申請スル者ハ」を「扶助料ノ停止ヲ申請スル者ガ次順位者タル場合ニ於テハ当該次順位者ハ」に改め、同項に次の一号を加える。

三　請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

同條第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十九條ノ二ノ規定ニ依ル総代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添附スベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一　扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二　請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前項第二号ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

三　請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第三号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

同條の次に次の二條を加える。

第十二條ノ二　恩給法第七十八條ノ規定ニ依リ扶助料ノ停止ヲ申請スル者ガ同順位者タル場合ニ於テハ当該同順位者ハ扶助料停止申請書ニ扶助料権者ノ所在不明ナルコトヲ証スル公ノ証明書ヲ添附シ裁定廳ニ之ヲ差出スベシ

恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル総代者タル扶助料権者ガ所在不明トナリタル場合ニ於テ他ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ルノ外扶助料停止申請書ニ此等扶助料ヲ受クル者全員連署ノ総代者選任届書ヲ添附スベシ

第十二條ノ三　前二條ノ場合ニ於テハ同時ニ恩給法第七十九條ノ規定ニ依ル扶助料轉給ノ請求ヲ爲スベシ

第十三條を次のように改める。

第十三條　恩給法第七十九條ノ規定ニ依リ扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ガ次順位者タル場合ニ於テハ当該次順位者ハ其ノ事由ヲ記載シタル扶助料轉

第6565号 本文

第6565号 本文

給請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定廳ニ之ヲ差出スベシ

一 請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

二 請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十九條ノ二ノ規定ニ依ル総代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添附スベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前項第一号ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第二号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

前二項ノ規定ニ依リ添附スベキ書類ハ第十二條ノ規定ニ依リ之ヲ添附シタル場合ハ其ノ添附ヲ要セズ

同條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 恩給法第七十九條ノ規定ニ依リ扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ガ同順位者タル場合ニ於テハ當該同順位者ハ其ノ事由ヲ記載シタル扶助料轉給請求書ヲ裁定廳ニ差出スベシ

恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル総代者ニ付扶助料停止ノ事由生ジタル場合ニ於テ他ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依リ差出スベキ請求書ニ扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書ヲ添附スベシ但シ第十二條ノ二ノ規定ニ依リ之ヲ添附シタルトキハ共ノ添附ヲ要セズ

第十五條第一号及び第二号中「及請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡当時ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）」を「並請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡当時ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及請求者ガ公務員死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第八十一條第三項ノ規定ニ依ル総代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添附スベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 一時扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡当時ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前項第二号ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項各号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

第十六條に次の一号を加える。

三 請求者ガ公務員死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

同條に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第八十二條第三項ノ規定ニ依ル総代者ナルトキハ前項各号ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 一時扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡当時ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前項第二号ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第三号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

第十七條中「恩給法施行令第二條第一項」を「恩給法第十條ノ二第一項」に改める。

第十八條第二号中「（死亡シタル恩給権者ノ死亡当時ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）」の下に「（前号ノ規定ニ依リ添附シタル戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）」を加え、同條に次の二項を加える。

前條ノ請求者ガ遺族ナル場合ニ於テハ前項各号ニ掲グル書類ノ外請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ但シ請求者ガ同時ニ第六條ノ規定ニ依リ扶助料ヲ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條ノ請求者ガ遺族以外ノ相続人ナル場合ニ於テハ第一項各号ニ掲グル書類ノ外相続人タルコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ヲ添附スベシ但シ第一項第二号ノ戸籍謄本ニ依リ相続人タルコト顯著ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條を次のように改める。

第十九條 第十七條ノ請求者ガ恩給法第十條ノ三ノ規定ニ依ル総代者ナルトキハ前二條ノ規定ニ依ルノ外恩給請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 恩給ノ支給ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二 請求者以外ノ恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（死亡シタル恩給権者ノ死亡当時ノ恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前條第二号ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ニ関スル前條第二項ニ掲グル申立書又ハ第三項ニ掲グル証明書（請求者ト連記又ハ連記証明スルヲ妨ゲズ）

第二十三條に次の一項を加える。

第一項ノ恩給証書若ハ裁定通知書又ハ前項ノ却下ノ通知書ニハ行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ恩給法第十三條第一項ノ規定ニ依リ其ノ処分後一年内ニ文書又ハ口頭ヲ以テ総理廳恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ル旨ヲ附記スベシ

「第四章 異動通知」を「第四章 異動通知及受給権存否ノ調査」に改める。

第三十四條ノ二を次のように改める。

第三十四條ノ二 恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給権存否ノ調査ハ受給者ノ身分関係ノ変動ノ有無ニ付之ヲ行フ

遺族タル夫又ハ成年ノ子ガ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ條件トシテ扶助料ヲ給セラルルトキハ其ノ者ニ付テハ前項ニ規定スル事項ノ外特ニ右ノ事情ノ継続ノ有無ヲ調査ス

恩給法第七十五條第二項、恩給法臨時特例第七條第一項若ハ第八條第二項又ハ昭和二十一年勅令第六十八号第五條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者ニ付テハ第一項ニ規定スル事項ノ外加給ノ原因タル者ノ員数ヲ調査ス

同條の次に次の四條を加える。

第三十四條ノ三 受給者ハ左ノ区別ニ従ヒ調査上必要ナル書類ヲ裁定廳ニ差出スベシ

一 前條第一項ノ事実ヲ証スル爲ニハ公務員ニ在リテハ戸籍抄本、扶助料権者ニ在リテハ戸籍謄本

二 前條第二項ノ事実ヲ証スル爲ニハ不具癈疾ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書

三 前條第三項ノ事実ヲ証スル爲ニハ第一号ニ掲グル書類ノ外加給ノ原因タル者ノ戸籍謄本及其ノ者ガ受給者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項第三号ノ規定ニ依リ恩給ヲ受クル者ノ戸籍謄本ヲ添附スルコトトナル場合ニ於テハ同項第一号ニ掲グル戸籍謄本又ハ戸籍抄本ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第一項ノ書類ハ事実ガ裁定廳ニ顯著ナル場合又ハ公ノ証明アル場合ニ於テ裁定廳ガ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十四條ノ四ニ規定スル書類ヲ差出スベキ月ガ恩給ノ裁定ヲ受ケタル月（証書ノ日附ニ在ル月）ノ翌月ヨリ十二月内ニ在ルトキハ其ノ書類ヲ差出スコトヲ要セズ

第三十四條ノ四 各受給者ハ前條第一項ノ書類ヲ左ノ区別ニ従ヒ隔年差出スベシ

一 公務員トシテ恩給ヲ受クル者ハ昭和ノ奇数年ニ於ケル十月

二 遺族トシテ恩給ヲ受クル者ハ昭和ノ偶数年ニ於ケル四月

第三十四條ノ五 裁定廳ハ第三十四條ノ三第一項ニ規定スル書類ヲ差出サザル場合ニ於テ受給権ノ存否ニ付疑アルトキハ之ヲ差出スベキ月ノ次ノ支給期以後ノ恩給ニ付テハ当該書類ヲ差出シタル後ニ於テ支給ヲ爲ス如ク措置スベシ

第三十四條ノ六 第三十四條ノ三第一項ノ規定ニ依リ差出ス書類ハ之ヲ差出スベキ月又ハ其ノ前月現在ニ於ケル事項ヲ明瞭ニシ得ルモノタルコトヲ要ス

第三十九條中「文書ヲ以テ」を「文書又ハ口頭ヲ以テ」に改める。

第四十條中「具申書ニハ左ノ事項ヲ記載シ具申者記名捺印シ証拠書類其ノ他必要ナル書類ヲ添附スベシ」を「文書ヲ以テ具申ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ記名捺印シタル具申書ニ証拠書類其ノ他必要ト認ムル書類ヲ添附シ之ヲ総理廳恩給局長ニ差出スベシ」に改める。

第四十一條第一項中「具申ガ」を「前條ノ具申ガ」に改める。

同條の次に次の二條を加える。

第四十一條ノ二 口頭ヲ以テ具申ヲ爲サントスル者ハ第四十條各号ニ掲グル事項其ノ他必要ト認ムル事項ヲ陳述シ証拠書類其ノ他必要ト認ムル書類ヲ差出スベシ

前項ノ陳述ガ総理廳恩給局長ノ爲シタル行政処分ニ対スル具申ナルトキハ総理廳恩給局ニ於テ、総理廳恩給局長以外ノ者ノ爲シタル行政処分ニ対スルモノナルトキハ其ノ処分ヲ爲シタル行政廳ニ於テ之ヲ爲スベシ

第四十一條ノ三 前條ノ陳述ガ爲サレタルトキハ其ノ陳述ニ基キ総理廳恩給局又ハ当該行政廳ニ於テ具申聽取書ヲ作成シ年月日ヲ記載シ具申者ニ読聞カセタル上之ニ記名捺印セシムベシ

前項ノ具申聽取書ニハ其ノ末尾ニ其ノ聽取ヲ爲シタル者其ノ職氏名ヲ自署シ捺印スベシ

具申聽取書ヲ総理廳恩給局以外ノ行政廳ニ於テ作成シタル場合ニ於テハ当該行政廳ハ其ノ作成ノ日ヨリ十四日内ニ弁明書及必要ナル書類ヲ添ヘ総理廳恩給局長ニ具申聽取書ヲ送付スベシ

第四十三條に次の一項を加える。

第一項ノ裁決書ニハ其ノ裁決ニ不服アル者ハ恩給審査会ノ答申ニ基ク裁決ヲ求ムル爲恩給法第十三條第二項ノ規定ニ依リ第一項ノ裁決後六月内ニ文書ヲ以テ内閣総理大臣ニ訴願スルコトヲ得ル旨ヲ附記スベシ

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。但し、この政令附則第三項の規定は、昭和二十三年七月一日から適用する。

2 恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）は、廃止する。

3 恩給法臨時特例施行令（昭和二十一年勅令第五百二十四号）は、廃止する。

内閣総理大臣 吉田 茂

廳 令

◉**総理廳令第七十号**

恩給給與細則（大正十二年閣令第七号）の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十二月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

恩給給與細則の一部を改正する総理廳令

「裁定官廳」を「裁定廳」に、「内閣恩給局長」を「総理廳恩給局長」に、「内閣恩給局」を「総理廳恩給局」に、「貯金局」を「東京貯金支局」に改める。

第一條を次のように改める。

第一條 恩給請求書類ニシテ本属廳ヲ経テ差出スヘキコトヲ定メタルモノハ先ツ之ヲ公務員又ハ公務員ニ準スヘキ者ノ身分進退ヲ取扱フ廳ノ長ニ差出スヘシ

第三條中「第十五号書式」を「第十五号書式ノ九」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二 請求者カ恩給法第十條ノ三、第七十三條ノ二、第七十九條ノ二、第八十一條第三項又ハ第八十二條第四項ノ規定ニ依ル総代者ナル場合ニ於ケル恩給請求書ニハ請求者ノ氏名ノ上部ニ総代者ナル旨ヲ明記スヘシ

第四條中「帝國外」を「國外」に改める。

第五條中「其ノ他ノ経由廳」を削り、同條但書を削る。

第十二條中「恩給法施行令第一條」を「恩給給與規則第三十四條ノ三」に改める。

第十二條ノ二中「恩給法施行令第十四條、第十四條ノ二又ハ第十七條」を「恩給法第三十八條ノ四」に、「所属長官」を「所属廳ノ長」に改める。

別紙第三号書式の次に次の一書式を加える。

第三号書式ノ二

公務傷病ニ因ル恩給改定請求書

一、恩給証書記号番号
一、証書ノ日附
一、恩給年額

前記恩給受給中ノ処加給ノ原因タル者ノ員数減少致候ニ付年額ヲ改定相成度証拠書類相添ヘ請求候也

年　月　日

本籍地
現住所　請求者　氏　名　㊞

総理廳恩給局長殿
支給郵便局　○○郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振仮名ヲ附スヘシ

別紙第五号書式の三を次のように改める。

第五号書式ノ三

扶助料証書書換請求書

右者　年　月　日失権候ニ付扶助料証書ヲ書換相成度証処書類相添ヘ請求候也

年　月　日

本籍地
現住所　請求者　氏　名　㊞

総理廳恩給局長殿
支給郵便局　○○郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振仮名ヲ附スヘシ

別紙第九号書式中「停止中ノ扶助料権者」を「扶助料権者」に改める。

別紙第十号書式中「停止セラルヘキ扶助料権者」を「扶助料権者」に改める。

別紙第十二号書式の次に次の一書式を加える。

第十二号書式ノ二

若年停止排除期間延長請求書

年　月以降公務ニ起因セザル傷痍（疾病）ノ為若年停止ヲ排除セラレ候処未タ傷痍（疾病）回復セザルヲ以テ若年停止排除期間ヲ延長相成度証拠書類相添（請求候也

年　月　日

本籍地
現住所　氏　名　㊞

総理廳恩給局長殿
支給郵便局　○○郵便局

備考　請求者ノ氏名ニハ振仮名ヲ附スヘシ

別紙第十三号書式備考中「二履歴書ハ二通提出スヘシ」を削り、「陸等」を「陸敘」に、「退職ノ事由ヲ明記スヘシ」を「退職ノ事由（公務ニ起因セサル傷痍（疾病）ノ為退職シタル者ニ付テハ其ノ旨）ヲ明記スヘシ」に改める。

別紙第十五号更式の次に次の八書式を加える。

第十五号書式ノ二

業務災害補償ニ関スル証明書

補償ヲ受クル者　氏　名　㊞

一、補償ノ種類
一、障害補償ノ障害ノ程度
一、補償ノ金額
一、補償ヲ受クル事由発生年月日

右相違ナキコトヲ証明ス

年　月　日

官　職　㊞

第十五号書式ノ三

（イ）

恩給法臨時特例第七條ノ規定ニ依ル加給ノ原因タルベキ者ノ生計関係申立書

加給ノ原因タルベキ者ノ氏名	増加恩給又ハ傷病年金請求者トノ続柄	生計関係

右相違ナキコトヲ及申立候也

年　月　日

増加恩給又ハ傷病年金請求者　氏　名　㊞

備考　生計関係欄ニハ増加恩給又ハ傷病年金請求者ト同居スル者ニ付テハ其ノ同居関係ヲ明記シ之ト同居セザル者ニ付テハ之トノ生活上ノ相互依存関係ヲ詳記スベシ

（ロ）

昭和二十一年勅令第六十八号第五條第三項ノ規定ニ依ル加給ノ原因タルベキ者ノ生計関係申立書

加給ノ原因タルベキ者ノ氏名	増加恩給請求者トノ続柄	生計関係

右相違ナキコトヲ及申立候也

年　月　日

増加恩給請求者　氏　名　㊞

備考　生計関係欄ニハ増加恩給請求者ノ生活上ノ依存関係ヲ詳記スベシ

第十五号書式ノ四

（イ）

恩給法臨時特例第七條ノ規定ニ依ル加給ノ原因タル者ノ員数減少申立書

右ノ者　年　月　日死亡（若ハ十六歳ニ達シタルコト又ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ事情止ミタルコト）ニ因リ加給ノ原因タル者ノ員数減少シタルコトヲ及申立候也

年　月　日

増加恩給又ハ傷病年金受給者トノ続柄　氏　名

増加恩給受給者　氏　名　㊞

（ロ）

昭和二十一年勅令第六十八号第五條第三項ノ規定ニ依ル加給ノ原因タル者ノ員数減少申立書

右ノ者　年　月　日死亡（若ハ十六歳ニ達シタルコト又ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ事情止ミタルコト）ニ因リ加給ノ原因タル者ノ員数減少シタルコトヲ及申立候也

年　月　日

増加恩給又ハ傷病年金受給者　氏　名　㊞

第十五号書式ノ五

扶助料ヲ受ケントスル者ノ生計関係申立書

扶助料ヲ受ケントスル者ノ氏名	公務員トノ続柄	生計関係

右相違ナキコトヲ及申立候也

年　月　日

扶助料請求者　氏　名　㊞

備考　生計関係欄ニハ公務員死亡当時之ト同居シ居リタル者ニ付テハ其ノ同居関係ヲ明記シ之ト同居シ居ラザリシ者ニ付テハ公務員死亡時迄ノ之トノ生活上ノ相互依存関係ヲ詳記スベシ

許可　6565　本文

第十五号書式ノ六

扶助料ノ加給ノ原因タルベキ遺族ノ生計関係申立書

加給ノ原因タルベキ遺族ノ氏名	公務員トノ続柄	生計関係	
		公務員死亡当時	扶助料請求当時

右相違ナキコトヲ及申立候也

年　月　日

扶助料請求者　氏　名　㊞

備考

一　生計関係欄公務員死亡当時ノ段ニハ公務員死亡当時之ト同居シ居リタル者ニ付テハ其ノ同居関係ヲ明記シ之ト同居シ居ラザリシ者ニ付テハ公務員死亡時迄ノ之ト生活上ノ相互依存関係ヲ詳記スベシ

一　生活関係欄扶助料請求当時ノ段ニハ扶助料ヲ受ケントスル者ト同居スル者ニ付テハ其ノ同居関係ヲ明記シ扶助料ヲ受ケントスル者ニ付テハ之ト生活上ノ相互依存関係ヲ詳記スベシ

第十五号書式ノ七

扶助料ノ加給ノ原因タル遺族ニ加ヘラルベキ者ノ生計関係申立書

加給ノ原因タル遺族ニ加ヘラルベキ者ノ氏名	公務員トノ続柄	生計関係
		公務員死亡当時　扶助料改定請求当時

右相違ナキコトヲ及申立候也

年　月　日

扶助料改定請求者　氏　名　㊞

備考

一　生計関係欄公務員死亡当時ノ段ニハ公務員死亡当時之ト同居シ居リタル者ニ付テハ其ノ同居関係ヲ明記シ之ト同居シ居ラザリシ者ニ付テハ公務員死亡当時迄ノ之ト生活上ノ相互依存関係ヲ詳記スベシ

一　生計関係欄扶助料改定請求当時ノ段ニハ扶助料ヲ受クル者ト同居スル者ニ付テハ其ノ同居関係ヲ明記シ之ト同居セザル者ニ付テハ之ト生活上ノ相互依存関係ヲ詳記シ上此等ノ関係ノ生ジタル年月日ヲ記入スベシ

第十五号書式ノ八

扶助料ノ加給ノ原因タル遺族員数減少申立書

公務員トノ続柄　氏　名

右ノ者　年　月　日死亡（若ハ成年到達又ハ扶助料ヲ受クル者ト生計ヲ異ニシタルコト）ニ因リ加給ノ原因タル遺族ノ員数減少シタルコトヲ及申立候也

年　月　日

扶助料改定請求者　氏　名　㊞

第十五号書式ノ九

総代者選任届

公務員又ハトノ続柄　氏　名
恩給権者

右ノ者ハ左記ノ者全員ノ総代者トシテ恩給ノ請求及支給ノ請求ヲ爲スモノナルコトヲ及届出候也

年　月　日

本籍地
現住所　氏　名　㊞
現住所　氏　名　㊞

別紙第十六号書式ノ二中「前職又ハ前階等」を「前職」に、「右ノ日ヨリ五年経過後ノ俸給年額」を「右ノ日ヨリ五年経過後ノ俸給年額」に、

恩給法第六十条ノ二ノ事項	傷病賜金ノ金額	恩給法施行令第三十一条ノ二ノ差	毎期控除額
		月数	
		返還総額	

を

傷病賜金ノ返還ニ関スル事項	傷病賜金ノ金額	傷病賜金ノ額ノ六十四分ノ一ノ額ニ乗ズベキ月数	毎期控除額
		返還総額	

に、

普通恩給年額金	円
増加恩給年額金	円
加給年額金	円
加給員数	人
傷病年金年額金	円
加給年額金	円

を

普通恩給年額金	円
増加恩給年額金	円
恩給年額算出率	

に、

退職当時ノ階等	
恩給年額算出率	百五十分ノ三百分ノ

を

恩給年額算出率	

に改める。

別紙第十七号書式中退職当時の階等の欄を削る。

別紙第十八号書式中「恩給法第七十五條第一項ノ事項」を「恩給法第七十五條第一項又ハ恩給法臨時特例第八條第一項ノ事項」に、「恩給法第七十五條第三項本文ノ事項」を「恩給法第七十五條第二項本文又ハ恩給法臨時特例第八條第二項ノ事項」に、「遺族員数」を「加給員数」に、

改定前ノ普通恩給ニ関スル事項	恩給証書記号番号	在職年	
	官職名又ハ階等	年額	

を

改定前ノ普通恩給ニ関スル事項	恩給証書記号番号	在職年	
	官職名	年額	
遺族補償ト関係ニ関スル事項	補償ノ金額	右ノ六分ノ一ノ金額	
		補償ヲ受ケル事由ノ発生年月日	
	停止年額	停止ノ終期	

に、

公務員トノ続柄	
氏名	
年月日生	
年月日ヨリ給與	

を

公務員トノ続柄	
氏名	
年月日生	
公務員トノ続柄	
氏名	
年月日生	
年月日ヨリ給與	

に改め、退職（死亡）当時の階等の欄を削り、同書式に次の備考を加える。

許可　6565号　本文

第6565号 本文

備考　扶助料ヲ受ケントスル者ガ二人以上アルトキハ総代者タル者ノ氏名ノ上部ニ其ノ旨ヲ明記スベシ

別紙第十八号書式の二から第十八号書式の四までを削る。

別紙第十九号書式中退職(死亡)当時の階等の欄を削り、同書式に次の備考を加える。

備考　一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ二人以上アルトキハ総代者タル者ノ氏名ノ上部ニ其ノ旨ヲ明記スベシ

別紙第二十号書式中

「

死亡当時ノ俸給月額	円　銭
死亡当時ノ階等	

」を「

死亡当時ノ俸給月額	円　銭

」に、「

公務員トノ続柄　氏名

」を「

公務員トノ続柄　氏名
公務員トノ続柄　氏名

」に改め、同書式に次の備考を加える。

備考　一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ二人以上アルトキハ総代者タル者ノ氏名ノ上部ニ其ノ旨ヲ明記スベシ

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

◎総理庁令第七十一号

恩給法臨時特例(昭和二十三年法律第百九十号)附則第十七条の規定により改定すべき恩給であつて総理庁恩給局長が裁定するもの及び昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三百十九号)附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続を次のように定める。

昭和二十三年十二月一日　内閣総理大臣　吉田　茂

恩給法臨時特例附則第十七条及び昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

第一条　恩給法臨時特例(昭和二十三年法律第百九十号。以下特例という。)附則第十七条の規定により改定すべき恩給であつて総理庁恩給局長が裁定するものの改定及び請求手続については、第二条から第九条までの規定による。

第二条　特例附則第十七条の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、特例附則第二十一条但書に規定するものを除き、権利者の請求を待たずにこれを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

2　前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票(別記第一号様式)をはりつけた従前の恩給証書によつて改定年額を支給する。

第三条　前条第二項の支給額票は、権利者の請求を待たずに総理庁恩給局において調製し、東京府金支局を経由して権利者に交付する。

第四条　第二条第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書(別記第二号様式)に支給額票をはりつけた従前の恩給証書を添附し、普通恩給受給者については、昭和二十四年四月渡の支給を受けた後、その他の恩給受給者については、昭和二十四年一月渡の支給を受けた後、これを、支給郵便局を経由して総理庁恩給局に差し出すことを要する。

第五条　特例附則第十七条の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて昭和二十三年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第六条　支給額票を亡失し、又はき損したときは、東京府金支局を経由して総理庁恩給局長に対し、その再交付を請求することができる。

第七条　昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書及びこれにはりつけた支給額票は、昭和二十五年九月三十日限りその効力を失う。

第八条　特例附則第二十一条但書の規定により特例第七条第一項又は第八条第二項の規定による加給について改定請求しようとする者は、改定請求書(別記第三号様式)に加給の原因となる者の戸籍謄本及びその者が恩給を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明瞭にできる申立書(別記第四号様式)並びに恩給の証書を添附して、これを総理庁恩給局長に差し出すことを要する。

第九条　前七条の場合において、これらの規定に別段の定のない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)を準用する。

第十条　昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号。以下勅令という。)の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三百十九号。以下政令という。)附則第四項の規定により改定すべき増加恩給の改定及び請求手続については、第十一条から第十五条までの規定による。

第十一条　政令附則第四項の規定により改定すべき増加恩給であつて昭和二十三年八月三十一日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、政令附則第五項但書に規定するものを除き、権利者の請求を待たずにこれを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

2　前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票(別記第五号様式)をはりつけた従前の恩給証書によつて改定年額を支給する。

第十二条　前条第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書(別記第六号様式)に支給額票をはりつけた従前の恩給証書を添附し、昭和二十四年一月渡の支給を受けた後、これを支給郵便局を経由して総理庁恩給局に差し出すことを要する。

第十三条　政令附則第四項の規定により改定すべき増加恩給であつて昭和二十三年九月一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第十四条　政令附則第五項但書の規定により勅令第五条第三項の規定による加給について改定請求をしようとする者は、改定請求書(別記第七号様式)に増加恩給証書、加給の原因となる者の戸籍謄本並びにその者が増加恩給を給する事由の発生当時これを受ける者により生計を維持していたことを明瞭にできる申立書(別記第八号様式)又は加給の原因となる者の不具はい疾を証する診断書及び生活資料を得る途のないことを証する市町村長若しくはこれに準ずる者の証明書を添附して、これを総理庁恩給局長に差し出すことを要する。

第十五条　第三条、第六条、第七条及び第九条の規定は、政令附則第四項の規定により改定すべき増加恩給の改定及び請求手続について準用する。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

(別記)第一号様式

(イ)

昭和二十四年一月渡以降普通恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第　号
改定証書記号番号	第　号
改定年額	金　円
同上一期額	金　円　銭
昭和　年　月から 昭和　年　月まで	支給年額金　円
昭和　年　月から 昭和　年　月まで	支給年額金　円
昭和　年　月から 昭和　年　月まで	支給年額金　円
氏名	
生年月	年　月生

注意　この支給額票は、証書表面金額の上部にはりつけること。

(総理庁恩給局)

(ロ)

昭和二十四年一月渡以降増加恩給普通恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第　号
改定証書記号番号	第　号
改定年額	普通恩給年額金　円 増加恩給年額金　円 計　円
同上一期額	金　円　銭
氏名	
生年月	年　月生

注意　この支給額票は、証票表面金額の上部にはりつけること。

(総理庁恩給局)

(ハ)

昭和二十四年一月渡以降傷病年金年額改定支給額票

現証書記号番号	第　号
改定証書記号番号	第　号
改定年額	金　円
同上一期額	金　円　銭
氏名	
生年月	年　月生

注意　この支給額票は、証書表面金額の上部にはりつけること。

(総理庁恩給局)

(ニ)

昭和二十四年一月渡以降扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第　号
改定証書記号番号	第　号
改定年額	金　円
同上一期額	金　円　銭
氏名	
生年月	年　月生

注意　この支給額票は、証書表面金額の上部にはりつけること。

(総理庁恩給局)

第二号様式

改定証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するから、恩給法臨時特例附則第十七條の規定による改定証書を交付されたい。

年　月　日

現住所

権利者　氏　名　㊞

総理廳恩給局　御中
支給郵便局　○○郵便局

第三号様式

(イ)

増加恩給　年額改定請求書
傷病年金

一、恩給証書記号番号
一、証書の日附
一、恩給年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年　月　日

本籍地
現住所

請求者　氏　名　㊞

総理廳恩給局長殿
支給郵便局　○○郵便局

(ロ)

扶助料年額改定請求書

一、扶助料証書記号番号
一、証書の日附
一、扶助料年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記扶助料年額を改正されたく、証拠書類を添えて請求する。

年　月　日

本籍地
現住所

請求者　氏　名　㊞

総理廳恩給局長殿
支給郵便局　○○郵便局

第四号様式

(イ)

増加恩給又は傷病年金の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	増加恩給又は傷病年金受給者との続柄	生計関係

右の通り申し立てる。

年　月　日

受給者　氏　名　㊞

備考　生計関係欄には、増加恩給又は傷病年金受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、増加恩給又は傷病年金受給者との生活上の相互依存関係を詳記すること。

(ロ)

扶助料の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	公務員又は公務員に準ずる者との続柄	生計関係

右の通り申し立てる。

年　月　日

受給者　氏　名　㊞

備考　生計関係欄には、扶助料受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、扶助料受給者との生活上の相互依存関係を詳記すること。

第五号様式

票額給支定改額年給恩加増骨以降分月九年三十二和昭

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額	金	円
同上一期額	金	円……銭
氏名		
生年月	年	月生

（総理廳恩給局）

注意　この支給額票は、証書表面金額の上部にはりつけること。

第六号様式

改定証書交付請求書

支給額票をはりつけた証票を送付するから、昭和二十三年政令第三百十九号附則第四項の規定による改定証書を交付されたい。

年　月　日

現住所

権利者　氏　名　㊞

総理廳恩給局　御中
支給郵便局　○○郵便局

第七号様式

増加恩給年額改定請求書

一、恩給証書記号番号
一、証書の日附
一、恩給年額

昭和二十三年政令第三百十九号附則第四項の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年　月　日

本籍地
現住所

請求者　氏　名　㊞

総理廳恩給局長殿
支給郵便局　○○郵便局

第八号様式

増加恩給の加給の原因となる者の生計関係申立書

加給の原因となる者の氏名	増加恩給受給者との続柄	生計関係

右の通り申し立てる。

年　月　日

受給者　氏　名　㊞

備考　生計関係欄には、増加恩給受給者への生活上の依存関係も詳記すること。

許可 6565 号 本文

◉総理庁令第十二号

沖縄臨時中央政府の発行した感絵証書の書換に関する手続並びに感絵法臨時特例附則第十七條の規定によるその感絵の改定及び請求手続を次のように定める。

昭和二十三年十二月一日　　内閣総理大臣　吉田　茂

沖縄臨時中央政府の発行した感絵証書の書換に関する手続並びに感絵法臨時特例附則第十七條の規定によるその感絵の改定及び請求手続

第一條　沖縄臨時中央政府の発行した感絵証書により感絵を受ける者は、外務大臣を経由して、左の書類を総理廳感絵局長に差し出すことを要する。

一　感絵受給届（別記第一号様式）

二　公務員又は公務員に準ずる者の在職中の履歴書

三　感絵証書

四　公務員又は公務員に準ずる者として感絵を受ける者は自筆抄本（これに準ずる者を含む。）

これらの者の遺族として感絵を受ける者は自筆謄本

感絵証書を差し出すことの困難な事情にある者は、その事情を記した書類を差し出すことを要する。

第二條　総理廳感絵局長は、前條の書類について調査の上、感絵法臨時特例（昭和二十三年法律第百九号）附則第十七條の規定を適用して計算した改定年額及び従前の感絵年額を表示した感絵証書を発行し、これを依頼者に交付する。

第三條　総理廳感絵局長は、前條の規定により書き換えた感絵証書を交付する際、支給に関して必要な諸事項を支払金官署に通知する。

第四條　第一條の規定の適用を受けるべき者であつて感絵法臨時特例附則第二十一條但書の規定により同法第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給について改定請求しようとする者は、第一條の規定による外、改定請求書（別記第二号様式又は第三号様式）に左の書類を添附して、これを総理廳感絵局長に差し出すことを要する。

一　加給の原因となる者の自筆謄本

二　加給の原因となる者が感絵を受ける者との生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを証明にたりる申立書（別記第四号様式又は第五号様式）

第五條　この命令に別段の定のない事項については、感絵証書規則（大正十二年勅令第三百六十九号）を準用する。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

（別記）

第一号様式

感絵受給届

一　感絵証書記号番号

一　感絵年額

一　受給者肩書氏名

一　今後支給を受けようとする郵便局

右の通り届け出る。

年　月　日

本籍地
現住所

受給者　氏　名　㊞

総理廳感絵局長殿

備考　受給者肩書氏名欄には、証憑書類の官職名（恩給法による者は、官職名の外、公務員又は公務員に準ずる者としての経歴）を記入すること。

受給者の氏名にはふりがなをつけること。

第二号様式

増加感絵金額改定請求書

一　感絵証書記号番号

一　証書の日附

一　感絵年額

感絵法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記感絵年額を改定されたく、証憑書類を添えて請求する。

年　月　日

現住所

請求者　氏　名　㊞

総理廳感絵局長殿

支給郵便局　○○郵便局

第三号様式

恩給加給年額改定請求書

一　恩給証書記号番号

一　証書の日附

一　恩給年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証憑書類を添えて請求する。

年　月　日

本籍地
現住所

請求者　氏　名　㊞

総理廳恩給局長殿

支給郵便局　○○郵便局

第四号様式

増加恩給又は傷病年金の加給の原因となる者の生計関係申立書

増加恩給又は傷病年金の加給の原因となる者の氏名	増加恩給又は傷病年金受給者との続柄	生計関係

右の通り申し立てる。

年　月　日

受給者　氏　名　㊞

備考　生計関係欄には、増加恩給又は傷病年金受給者と同居している者については、その同居関係を記し、これと同居していない者については、増加恩給又は傷病年金受給者との生活上の相互依存関係を詳記すること。

第五号様式

恩給加給の加給の原因となる者の生計関係申立書

増加恩給の加給の原因となる者の氏名	増加恩給又は公務扶助料の受給者との続柄	生計関係

右の通り申し立てる。

年　月　日

恩給加給受給者　氏　名　㊞

備考　生計関係欄には、恩給加給受給者と同居している者については、その同居関係を記し、これと同居していない者については、恩給加給を受ける者との生活上の相互依存関係を詳記すること。

◉法務庁令第九十一号

司法事務局出張所ノ名称及管轄区域ニ関スル件等の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十二月一日　　法務総裁　鈴木　俊一

第一條　司法事務局出張所ノ名称及管轄区域ニ関スル件の一部を次のように改正する。

司法事務局出張所ノ名称及管轄区域ニ関スル件別表佐賀司法事務局の部龍造出張所の項中「相知出張所ノ管轄ニ属スル地域ヲ除ク」を、相知出張所の項中「久里村大字伊岐佐、黒岩、大野」を削る。

第二條　佐賀司法事務局及同事務局管内出張所ノ設置廃止ノ件の一部を次のように改正する。

第三條第一項を削る。

附　則

この命令中第一條は、公布の日から、第二條は、公布の日から起算して二十日を経過した日から、これを施行する。

◉法務庁令第九十二号

司法事務局出張所ノ名称及管轄区域ニ関スル件の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十二月一日　　法務総裁　鈴木　俊一

司法事務局出張所ノ名称及管轄区域ニ関スル件別表司法事務局の部龍江出張所の項中「新須江村、弁津村」を削る。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

第6565号　本文

省　令

◉商工省令第四十二号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定により、繊維製品配給統計調査規則を次のように制定する。

昭和二十三年十二月一日　商工大臣　大屋　晋三

繊維製品配給統計調査規則

（命令の目的）

第一条　この省令は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基いて、繊維製品配給統計の調査（指定統計第十九号）を作成するための調査（以下繊維製品配給統計調査という。）の施行に関して定めるものである。

（調査の目的）

第二条　繊維製品配給統計調査は、第四条に定める卸売業者の扱う繊維製品の流通の実態を明確にすることをもつて、その目的とする。

（調査の期日）

第三条　繊維製品配給統計調査は、毎月二十五日現在によつてこれを行う。但し、業種又は調査項目により特例を設けることができる。

（調査対照の範囲）

第四条　繊維製品配給統計調査は、指定繊維資材配給規則（昭和二十二年商工省令第二十三号）第二条第二項の規定による登録販売業者、衣料品配給規則（昭和二十二年商工省令第二十五号）第二条の規定による卸売業者、繊維貿易公団（実務担当者を含む。）、産業復興公団及び商工大臣の指定するその他の繊維製品卸売業者（以下これらを総称して卸売業者という。）についてこれを行う。

（調査事項）

第五条　繊維製品配給統計調査は、商工大臣の指定する繊維製品に関し、左に掲げる事項についてこれを行う。

一　月初在庫高
二　月間入荷高
三　月間引渡高
四　月末在庫高

（申告義務）

第六条　卸売業者は、前条に掲げる事項について申告しなければならない。

第七条　前条の規定による申告は、各事業所に配付する調査票用紙によつて、これをしなければならない。

前条の規定による申告義務者が、調査票用紙の配付を受けなかつたときは調査票提出先にその旨申し出て、その配付を受けなければならない。

第八条　卸売業者は調査票用紙に所定の事項を記入し、これに記名なつ印又は署名した上で、各五部を翌月十日までに事業所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

（調査の機関及び方法）

第九条　都道府県知事は、受理した調査票を審査集計の上、その一部は保管し、他の一部は翌月十五日までにその都道府県を管轄する商工局長に、他の三部は集計表を添附して翌月二十日までに商工大臣に提出しなければならない。

第十条　都道府県知事は、商工大臣の指揮監督を受けて、調査の執行を指揮監督する。

（統計調査員）

第十一条　繊維製品配給統計調査の事務に従事させるため、統計法第十二条第一項の規定による統計調査員（以下繊維製品配給調査員という。）を置く。

繊維製品配給調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査票用紙の配付、調査票の取りあつめその他これに関連する事務に従事する。

第十二条　繊維製品配給調査員は、都道府県知事が任命する。

第十三条　繊維製品配給調査員の任期は一箇年とする。但し、重任を妨げない。

都道府県知事は繊維製品配給調査員が統計法に違反し、任務を怠りその他不都合の行為があつたときは、任期中でも解任することができる。

第十四条　都道府県知事は繊維製品配給調査員に対し、統計法第十三条後段の証票を交付する。

（統計職員）

第十五条　この調査には、統計法第十条第四項の規定により同条第一項及第二項に定める者以外の者をも従事させることができる。

（公表）

第十六条　商工大臣は、受理した調査票及び集計表を審査集計して、毎月集計完了の都度速かに公表する。

都道府県知事は、第八条の規定によつて受理した調査票を統計上の目的に使用する場合でも、これを集計発表しようとするときは、商工大臣の承認を受けなければならない。

（調査票の使用）

第十七条　商工大臣、商工局長及び都道府県知事は、統計法第十五条第二項の規定により、指定繊維資材配給規則（昭和二十二年商工省令第二十三号）に定める指定生産資材、衣料品配給規則（昭和二十二年商工省令第二十五号）に定める衣料品の割当並びに配給の監査の資料として調査票を使用することができる。

（関係書類の保存期間）

第十八条　商工大臣、商工局長及び都道府県知事の保管する調査票及び都道府県知事の保管する集計表の保存期間は二箇年、商工大臣の保管する集計表の保存期間は永久とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉逓信省令第三十三号

郵便規則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十二月一日　逓信大臣　降旗　徳弥

目次中第五章第九節の次に左の一節を加える。

第九節　年賀特別郵便

第五章に次の一節を加える。

第九節　年賀特別郵便

第百二十条の二　年賀特別郵便の取扱においては、逓信官署において、当該郵便物を十二月十五日から十二月二十日までの間に引き受け、これに翌年一月一日の通信日附印を押なつし、翌年一月一日の最先便からこれを配達する。

前項の引受期間は、年賀特別郵便物の差出状況に応じて、これを延長することがある。この場合においては、その旨を公示する。

第百二十条の三　年賀特別郵便の取扱は、年賀状とする通常葉書につき、これをするものとする。

年賀特別郵便は、これを他の特殊取扱とすることができない。

第百二十条の四　年賀特別郵便物には、その表面のみやすい所に「年賀」と朱記しなければならない。

附　則

この省令は、昭和二十三年十二月十五日から施行する。

訓　令

◉海上保安庁訓令第二号

海上保安本部長

さきに二隻の日本船舶が外国船舶との間に航法に関して違反し、この事件の再発について厳重警告を発したところであるが最近再び日本船舶が夜間無燈火で航行していた旨連合軍当局の指摘を受けた。

このような事例は海上衝突予防法の明かな違反であり航行上の危険はもちろん遵法精神の欠除を示すものであつて日本船舶全体への不信をも招来しひいては海運復興に対しても重大な障害を及ぼす虞があるので管下各船舶運航業者及び船舶乗組員に対し法の遵守を厳重勧告するとともに各海上保安機関においては一般航法並びに現地軍の発する航法上の諸規定の励行について特に監視を厳重にし非違船舶の取締りに関し必要な措置を採るよう配意されたい。

昭和二十三年十一月二十四日　海上保安庁長官　大久保武雄

告　示

◉大蔵省告示第四百二十一号

財務局地方部の名称、位置及び管轄区域に関する告示（昭和二十一年十一月大蔵省告示第七百二十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十二月一日　大蔵大臣　泉山　三六

東京財務局の部中浦和地方部、宇都宮地方部、水戸地方部、前橋地方部、新潟地方部及び長野地方部、名古屋財務局の部中富山地方部、福井地方部及び金沢地方部並びに熊本財務局の部中福岡地方部、長崎地方部及び佐賀地方部の項を削る。

東京財務局の部の次に次のように加える。

関東信越	浦和地方部	浦和市	埼玉縣
	水戸地方部	水戸市	茨城縣
	宇都宮地方部	宇都宮市	栃木縣
	前橋地方部	前橋市	群馬縣
	長野地方部	長野市	長野縣
	新潟地方部	新潟市	新潟縣

仙台財務局の部の次に次のように加える。

金沢	福井地方部	福井市	福井縣
	富山地方部	富山市	富山縣

高松財務局の部の次に次のように加える。

福岡	佐賀地方部	佐賀市	佐賀縣
	長崎地方部	長崎市	長崎縣

◉大蔵省告示第四百二十二号

税務署の名称及び管轄区域に関する告示（昭和十九年四月大蔵省告示第百三十八号）の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十二月一日　大蔵大臣　泉山　三六

東京財務局の部中大森税務署の項を次のように改める。

大森	大田区ノ内旧大森区ニ属スル地域
蒲田	大田区ノ内旧蒲田区ニ属スル地域

同財務局の部中埼玉縣、栃木縣、茨城縣、群馬縣、新潟縣及び長野縣の項を削り、同財務局の部の次に次のように加える。

関東信越		
埼玉	浦和	浦和市、大宮市、北足立郡（川口税務署管内ノ地域ヲ除ク）
	川口	川口市、北足立郡ノ内戸田町、蕨町、草加町、谷塚町、新田村、安行村、美笹村、戸塚村、大門村、野田村
	川越	川越市、入間郡
	武蔵松山	比企郡
	秩父	秩父郡
	熊谷	熊谷市、大里郡
	本庄	兒玉郡
	忍	北埼玉郡
	粕壁	南埼玉郡、北葛飾郡
茨城	水戸	水戸市、東茨城郡、西茨城郡
	太田	那珂郡、久慈郡
	高萩	日立市、多賀郡
	麻生	行方郡、鹿島郡
	龍ケ崎	稲敷郡、北相馬郡
	土浦	土浦市、新治郡、筑波郡
	下館	真壁郡、結城郡
	境	猿島郡
栃木	宇都宮	宇都宮市、河内郡
	鹿沼	上都賀郡、塩谷郡ノ内藤原町、三依村、栗山村
	真岡	芳賀郡
	栃木	栃木市、下都賀郡
	大田原	那須郡（氏家税務署管内ノ地域ヲ除ク）、塩谷郡ノ内箒根村、塩原町
	氏家	塩谷郡（鹿沼税務署及ビ大田原税務署管内ノ地域ヲ除ク）、那須郡ノ内下江川村、向田村、境村、烏山町、七合村、武茂村、馬頭町、大内村、大山田村、小川村、荒川村
	足利	足利市、足利郡
	佐野	佐野市、安蘇郡
群馬	前橋	前橋市、勢多郡
	伊勢崎	伊勢崎市、佐波郡
	高崎	高崎市、群馬郡、碓氷郡
	藤岡	多野郡
	群馬富岡	北甘楽郡
	中之條	吾妻郡
	沼田	利根郡
	桐生	桐生市、山田郡
	館林	邑楽郡、新田郡
長野	長野	長野市、上水内郡、更級郡、埴科郡
	岩村田	南佐久郡、北佐久郡
	上田	上田市、小県郡
	諏訪	諏訪市、岡谷市、諏訪郡
	伊那	上伊那郡
	飯田	飯田市、下伊那郡
	木曾	西筑摩郡
	松本	松本市、東筑摩郡、南安曇郡
	大町	北安曇郡
	信濃中野	下高井郡、下水内郡
	須坂	上高井郡
新潟	新潟	新潟市、中蒲原郡ノ内新飯田村、庄瀬村、臼井村、須田村、大郷村、白根町、鷲巻村、小林村、根岸村、茨曾根村、大江山村、曾野木村、横越村、両川村、亀田町
	新津	中蒲原郡（新潟税務署管内ノ地域ヲ除ク）、東蒲原郡
	新発田	新発田市、北蒲原郡
	巻	西蒲原郡
	三條	三條市、南蒲原郡
	長岡	長岡市、古志郡、三島郡
	小千谷	北魚沼郡、南魚沼郡
	十日町	中魚沼郡
	柏崎	柏崎市、刈羽郡
	高田	高田市、中頸城郡、東頸城郡ノ内牧村
	安塚	東頸城郡（牧村ヲ除ク）
	糸魚川	西頸城郡
	村上	岩船郡
	相川	佐渡郡

大阪財務局の部中南税務署の項を次のように改める。

南	南区
浪速	浪速区
天王寺	天王寺区

同此花税務署の項を次のように改める。

此花	此花区
西淀川	西淀川区

同兵庫税務署の項を次のように改める。

兵庫	兵庫区
長田	長田区

同伊丹税務署の項を次のように改める。

伊丹	伊丹市、川辺郡
三田	有馬郡

同明石税務署の項を次のように改める。

明石	明石市、明石郡、神戸市垂水区ノ内旧押部谷村、櫨谷村、神出村、伊川谷村、玉津村、岩岡村、平野村ニ属スル地域
三木	美嚢郡

同社税務署の項を次のように改める。

社	加東郡、加西郡
西脇	多可郡

同姫路税務署の項を次のように改める。

姫路	姫路市、神崎郡
飾磨	飾磨郡

同柏原税務署の項を次のように改める。

柏原	氷上郡
篠山	多紀郡

同大津税務署の項を次のように改める。

大津	大津市、滋賀郡
草津	栗太郡、野洲郡

同財務局の部中福井縣の項を削る。

札幌財務局の部中札幌税務署の項を次のように改める。

札幌	札幌市、札幌郡、千歳郡
石狩	厚田郡、石狩郡

同函館税務署の項を次のように改める。

函館	函館市
渡島	亀田郡、上磯郡、茅部郡（八雲税務署管内ノ地域ヲ除ク）

松前郡同小樽税務署の項を次のように改める。

小樽	小樽市、忍路郡
余市	余市郡、古平郡、積丹郡、美国郡

同岩見沢税務署の項を次のように改める。

岩見沢	岩見沢市、空知郡ノ内幌向村、栗沢村、三笠町、美唄町、北村、樺戸郡（新十津川村ヲ除ク）
夕張	夕張市、夕張郡

同旭川税務署の項を次のように改める。

旭川	旭川市、上川郡（石狩国）
富良野	空知郡ノ内上富良野村、中富良野村、富良野町、山部村、東山村、南富良野村、勇払郡ノ内占冠村

仙台財務局の部中仙台税務署、塩釜税務署の項を次のように改める。

仙台北	仙台市（仙台南税務署管内ノ地域ヲ除ク）、宮城郡ノ内根白石村、七北田村、大沢村、黒川郡
仙台南	仙台市ノ内長町、郡山、中田町、四郎丸、柳生、袋原、大野田、鈎取、富田、山田、富沢、名取郡、亘理郡
塩釜	塩釜市、宮城郡（仙台北税務署管内ノ地域ヲ除ク）

同白河税務署の項を次のように改める。

白河	西白河郡
棚倉	東白川郡

同秋田税務署の項を次のように改める。

秋田南	秋田市（土崎港町ヲ除ク）、河辺郡、南秋田郡ノ内太平村
秋田北	秋田市ノ内土崎港町、南秋田郡（太平村ヲ除ク）

同横手税務署の項を次のように改める。

横手	平鹿郡
湯沢	雄勝郡

同米沢税務署の項を次のように改める。

米沢	米沢市、南置賜郡、東置賜郡ノ内小松町、大川村、中村、和田村、亀岡村、上郷村
赤湯	東置賜郡（米沢税務署管内ノ地域ヲ除ク）

同財務局の部の次に次のように加える。

金沢		
石川	金沢	金沢市、河北郡
	松任	石川郡
	小松	小松市、江沼郡、能美郡
	七尾	七尾市、羽咋郡、鹿島郡
	輪島	鳳至郡、珠洲郡
福井	福井	福井市、足羽郡、吉田郡
	三國	坂井郡
	大野	大野郡
	武生	武生市、今立郡、南條郡、丹生郡
	敦賀	敦賀市、敦賀郡、三方郡
	小浜	遠敷郡、大飯郡
富山	富山	富山市、上新川郡、婦負郡
	魚津	中新川郡、下新川郡
	高岡	高岡市、射水郡、氷見郡
	出町	東礪波郡、西礪波郡

名古屋財務局の部中大浜税務署の項「大浜」を「碧南」に改める。

同浜松税務署の項を次のように改める。

浜松	浜松市、浜名郡
気賀	引佐郡

同岐阜税務署の項を次のように改める。

岐阜	岐阜市（旧加納町ニ属スル地域ヲ除ク）、山県郡、本巣郡
岐阜南	岐阜市ノ内旧加納町ニ属スル地域、稲葉郡、羽島郡

同大垣税務署の項を次のように改める。

大垣	大垣市、不破郡、安八郡、揖斐郡
養老	海津郡、養老郡

同財務局の部中富山縣、石川縣の項を削る。

廣島財務局の部中廣島税務署の項を次のように改める。

廣島東	廣島市ノ内元安川以東ニ属スル地域、佐伯郡ノ内高田村、中村、鹿川村、三高村、沖村、深江村、大柿町、飛渡瀬村
廣島西	廣島市ノ内元安川以西ニ属スル地域

同呉税務署の項を次のように改める。

呉	呉市、安芸郡ノ内音戸町、下蒲刈島村、上蒲刈島村、向村、江田島村、倉橋島村
海田市	安芸郡（呉税務署管内ノ地域ヲ除ク）

同西條税務署、忠海税務署、尾道税務署の項を次のように改める。

西條	賀茂郡（忠海税務署管内ノ地域ヲ除ク）、豊田郡ノ内河内町、入野村、戸野村、久芳村、竹仁村、豊栄村、小谷村、田万里村
忠海	豊田郡（西條税務署、三原税務署管内ノ地域ヲ除ク）、賀茂郡ノ内川尻町、安登村、安浦町、下野村、竹原町、東野村
尾道	尾道市、御調郡、世羅郡
三原	三原市、豊田郡ノ内大草村、船木村、高坂村、本郷町、北方村、下北方村、長谷村、沼田東村、沼田西村、瀬戸田町、南生口村、東生口村、鷺浦村、小泉村、南方村、善入寺村

同兒島税務署の項を次のように改める。

兒島	兒島市、兒島郡（玉野税務署管内ノ地域ヲ除ク）
玉野	玉野市、兒島郡ノ内山田村、胸上村、鉾立村、小串村、甲浦村、八浜町、荘内村

高松財務局の部中丸亀税務署の項を次のように改める。

丸亀	丸亀市、仲多度郡
観音寺	三豊郡

同新居浜税務署の項を次のように改める。

伊予西條	西條市、周桑郡、新居郡ノ内大生院村、加茂村、大保木村
新居浜	新居浜市、新居郡（伊予西條税務署管内ノ地域ヲ除ク）

第6565号　本文

第6565号本文

同高知税務署、須崎税務署の項を次のように改める。

高知 伊野 須崎	高知市、土佐郡、長岡郡、吾川郡ノ内町、新宇佐町、戸波村、北原村、高石村、波介村、川内村、日下村、蓮池村、能津村、高岡郡（伊野税務署管内ノ地域ヲ除ク）

同財務局の部の次に次のように加える。

財務局	県	税務署	管轄区域
福岡	福岡	福岡	福岡市ノ内那河川以西ニ属スル地域、糸島郡、早良郡
		博多	福岡市ノ内那河川以東ニ属スル地域
		香椎	糟屋郡、宗像郡
		筑紫	筑紫郡
		八幡	八幡市、戸畑市
		遠賀	若松市、遠賀郡
		直方	直方市、鞍手郡
		田川	田川市、田川郡
		飯塚	飯塚市、嘉穂郡
		久留米	久留米市、三井郡
		甘木	浮羽郡、朝倉郡
		大川	三潴郡
		八女	八女郡
		大牟田	大牟田市、山門郡、三池郡
		小倉	小倉市、企救郡
		門司	門司市
		行橋	京都郡、築上郡
	佐賀	佐賀	佐賀市、佐賀郡、小城郡、神埼郡
		鳥栖	三養基郡
		唐津	唐津市、東松浦郡
		武雄	杵島郡、藤津郡
		伊万里	西松浦郡
	長崎	長崎	長崎市、西彼杵郡
		諫早	諫早市、大村市、北高來郡、東彼杵郡
		佐世保	佐世保市
		島原	島原市、南高來郡
		平戸	北松浦郡
		福江	南松浦郡
		武生水	壱岐郡
		厳原	上縣郡、下縣郡

熊本財務局の部中熊本税務署、御船税務署の項を次のように改める。

熊本	熊本市、飽託郡
宇土	宇土郡、下益城郡（御船税務署管内ノ地域ヲ除ク）
御船	上益城郡、下益城郡ノ内砥用町、東砥用村、年弥村

同山鹿税務署の項を次のように改める。

山鹿	鹿本郡
隈府	菊池郡

同四日市町税務署の項を次のように改める。

宇佐	宇佐郡
豊後高田	西國東郡

同鹿児島税務署の項を次のように改める。

鹿児島	鹿児島市　鹿児島郡
伊集院	日置郡

同知覧税務署の項を次のように改める。

知覧	川辺郡
指宿	揖宿郡

同都城税務署の項を次のように改める。

都城	都城市　北諸縣郡
小林	西諸縣郡

同財務局の部中福岡縣、長崎縣、佐賀縣及び沖縄縣の項を削る。

◎大蔵省告示第四百二十三号

財務局管財支所の名称、位置及び管轄する施設に関する告示（昭和二十二年八月大蔵省告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十二月一日　大蔵大臣　泉山　三六

東京財務局の部中深谷管財支所の項の所属財務局名の欄に「関東信越」を加える。

名古屋財務局の部中富山管財支所の項を削る。

廣島財務局の部の次に次のように加える。

福岡	福岡　小倉	福岡縣小倉市	元小倉陸軍造兵廠、元東京第二陸軍造兵廠曾根製造所
長崎	佐世保	長崎縣佐世保市	元佐世保海軍工廠
長崎	川棚	長崎縣東彼杵郡	元川棚海軍工廠
長崎	大村	長崎縣大村市	元第二十一海軍航空廠

熊本財務局の部中小倉、佐世保、川棚及び大村管財支所の項を削る。

◎大蔵省告示第四百二十四号

当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第七條第一項の規定により、第二回宝くじ及び特第二回宝くじの発賣に関し次のように定める。

昭和二十三年十二月一日　大蔵大臣　泉山　三六

（その一）第二回宝くじ

一、名称　第二回宝くじ
二、受託銀行　東京都日本勧業銀行
三、発賣の数及び金額　二千万通、六億円
四、証票金額　三十円
五、発賣期間　昭和二十三年十二月十日から同年十二月三十日まで
六、抽せん期日　昭和二十三年十二月三十一日
七、当せん金品支拂（交付）開始日　昭和二十四年一月五日
八、当せん金品　発行総額に対し左の通りとする。

（一）当せん奨金

等級	奨金額	当せん本数	計金額	備考
一等	1,000,000円	四〇本	40,000,000円	
右前後賞	500,000	八〇	40,000,000	
二等	100,000	二〇〇	20,000,000	
三等	50,000	一六〇	8,000,000	一等の異組同番号
四等	10,000	八〇〇	8,000,000	
五等	1,000	四,000	4,000,000	
六等	100	二00,000	20,000,000	
七等	20	六,000,000	120,000,000	
計		六,二〇五,二八〇	二六0,000,000	

（二）当せん奨品

等級	奨品		当せん本数
甲賞	西陣御召	一反	一,〇〇〇本
乙賞	高級銘仙	一反	一,〇〇〇
丙賞	絣銘仙	一反	一,〇〇〇
計			

九、注意事項

（一）受託銀行から直接に購入した者又はその相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。

（二）証票は轉賣することができない。

（その二）特第二回宝くじ

一、名称　特第二回宝くじ
二、受託銀行　東京都日本勧業銀行
三、発賣の数及び金額　一千五百万通、三億円
四、証票金額　二十円
五、発賣期間　昭和二十四年一月五日より同年一月二十日まで
六、抽せん期日　昭和二十四年一月二十八日
七、当せん金品支拂（交付）開始日　昭和二十四年二月二日
八、当せん金品　発行総額に対し左の通りとする。

（一）当せん奨金

等級	奨金額	当せん本数	計金額
一等	五〇〇、〇〇〇円	六〇本	三〇、〇〇〇、〇〇〇
二等	一〇〇、〇〇〇	一五〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
三等	一〇、〇〇〇	二四〇	二、四〇〇、〇〇〇
四等	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
五等	一〇〇	一五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
六等	二〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇
計		三、一五一、九五〇	一二三、九〇〇、〇〇〇

（二）当せん奨品

奨品	当せん本数
ホームスパン服地一着分	四、五〇〇本

九、注意事項

（一）受託銀行から直接に購入した者又はその相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。

（二）証票は轉賣することができない。

◎逓信省告示第四百五十八号

昭和二十三年十一月二十一日から次の郵便局を移轉、改称した。

昭和二十三年十二月一日　逓信大臣　降旗　德弥

現名称	改称	現在位置	移轉位置
戸塚二郵便局	新宿諏訪町郵便局（しんじゅくすわまち）	東京都新宿区戸塚二丁目	東京都新宿区諏訪町

◎逓信省告示第四百五十九号

図案文字を挿入せる通信日附印使用の件（昭和六年七月逓信省告示第千四百号）中「使用ニ期間アルモノ」に次のように追加する。

昭和二十三年十二月一日　逓信大臣　降旗　德弥

新潟郵便局

昭和二十三年十二月三日ヨリ　同十二月七日マデ

宇和島郵便局

昭和二十三年十二月四日ヨリ　同十二月五日マデ

◎逓信省告示第四百六十号

昭和二十三年九月二日から次の郵便局保険分室を設置した。

昭和二十三年十二月一日　逓信大臣　降旗　德弥

名称	位置	取扱事務
青梅郵便局保険分室	東京都西多摩郡青梅町西分	簡易生命保険及び郵便年金

敍任及辞令

◎昭和二十三年五月二十二日

静岡縣警部　鍛治　鐵人

青森縣警視に任命する

二級に敍する

◎昭和二十三年十月三十日　佐藤　實男

從七位に敍する

◎昭和二十三年十一月一日　從七位　篠原　清市

正七位に敍する

◎昭和二十三年十一月十一日　大沼　節夫

從七位に敍する

◎昭和二十三年十一月二十七日

厚生技官　石川　知福

草刈　虎雄

（各通）

文部教官に任命する

一級に敍する

文部教官　小川　玄一
同　桑原　武夫
同　島津　久基
同　兒玉　信次郎
同　宍戸　圭一
同　渡邊　信一
農林事務官　松任谷　健太郎
運輸事務官　江藤　知己

（各通）

一級に陞敍する

会計検査院事務官　村川　謙雄

会計検査院事務総局次長に任命する

一級に敍する

総理廳事務官　田代　煌
同　中村　健
厚生事務官　平田　治人
農林事務官　後藤　久男
同　本澤　久雄
同　西原　丈夫
商工事務官　白賀　繁雄
労働事務官　小島　了秀
警察管区本部警部　高橋　六郎
鹿兒島縣警視　古木　隆雄

（各通）

庵前　重雄　小原　誠　大立目　忠　加藤　謙雄　興水　正信　清水　滲之　下村　重一　岡井　靖博　田中　直治　早瀬　義孝　平田　徳治　福田　武　古海　正雄　萬矢　繁松　森　清次

池田　富壽　大城　朝亮　折居　政雄　川熊　芳男　清水　穗二　塩澤　毅　鈴木　政義　田畑　彌六　高山　旭　樋口　利雄　廣岡　智與作　寒井　香　松村　佐文治　村松　光重　山本　楢美

経済調査官に任命する

二級に敍する

（各通）

経済調査官　岡澤　久夫
同　角田　忠夫
同　成瀬　卓之

二級に陞敍する

法務廳事務官　村田　琢市

法務廳技官に任命する

二級に敍する

法務廳教官に任命する

二級に敍する

小川　聡

法務廳事務官　合楽　正之
同　豐田　包春
同　橋　實言
同　吉田　常代
法務廳技官　秋山　保
同　河村　関藏
同　齋藤　爲一
同　陣野原　仁助
同　高田　榮
同　高原　廣
同　豐田　清造
同　中山　恒雄
同　宮島　五郎次
同　村井　末治郎

（各通）

二級に陞敍する

同　本告　勝次
同　横山　金太郎
法務廳教官　西村　克彦
檢察事務官　園部　與三

（各通）

文部事務官に任命する

二級に敍する

武田　市郎
茂手木　元藏

（各通）

文部教官　藤原　道一
同　福田　正次
同　松本　正達
同　船井　美周
同　宮脇　長壽
厚生事務官　太田　義秋
同　佐野　利三郎
厚生技官　松本　保三

二級に陞敍する

農林事務官　新澤　寧

農林大臣秘書官に兼ねて任命する

二級に敍する

商工事務官に任命する

二級に敍する

今村　光衛

（各通）

仁林　万木雄
松本　寛
渡邊　謙太郎

商工技官に任命する

二級に敍する

文部教官　崎川　篤行

商工技官に兼ねて任命する

商工事務官　花房　孝太郎
同　山脇　愛吉

（各通）

商工技官　土肥　常夫
同　飯島　喜太郎
同　西田　修三
同　山本　健太郎
同　渡邊　洋
同　長尾　重夫
同　藤原　光三
同　大場　吉三郎
同　服部　茂夫
同　船橋　渡
同　山田　國夫
同　正木　道行
同　德廣　祐之助
同　芳武　茂介
同　牧　正
同　厩田　四郎
同　臼井　正夫

二級に陞敍する

―×―

運輸技官　村上　保則

会計検査院事務総局次長　岡林　清英

（各通）

願に依り本官を免ずる

（各通）

本庄　榮治郎
駒井　卓

日本学士院規程第二條に依り日本学士院会員を命ずる

（各通）

大蔵事務官　伊原　隆
商工事務官　武内　征平
同　和田　太郎
同　玉置　敬三
同　細井　富太郎
同　平井　富三郎
中小企業廳長官　蜷川　虎三

第三回國会政府委員を命ずる（以上十一月二十七日内閣）

佐藤　邦雄

千葉医科大学名誉教授の名称を与える

（十一月二十一日総理廳）

経済調査官　田中　保

願に依り本官を免ずる

（各通）

検事　植松　正
裁判所事務官　關根　小郷

高等試験臨時委員を命ずる

（各通）

同　植松　正
高等試験臨時委員　關根　小郷

高等試験第三部臨時委員を命ずる

（各通）

川村　利治
河村　颯

経済安定本部部員を命ずる

総理廳事務官　井馬　榮

経済安定本部部員を兼ねて命ずる

少年審判官　池内　判也

願に依り本官を免ずる

農林事務官兼農林大臣秘書官　松任谷　健太郎

兼官を免ずる

（各通）

農林事務官　橋本　吉三郎
商工事務官　上田　重昌
商工技官　武田　武雄

願に依り本官を免ずる（以上十一月二十七日同）

青森縣警視　鍛治　鐵人

十四号俸を給する

警務部長を命ずる

警務部人事装備課長事務取扱を命ずる

（以上五月二十二日　國家地方警察青森縣本部）

彙報

○官廳事項

◎財務局分課の一部改正　大蔵省では、財務局分課規程第一條第二項、第八條第二項、第十三條第二項、第三十五條第二項、第四十一條第二項及び第四十二條第二項の規定に基く課の設置に関する件の一部を次のように改正し、昭和二十三年十二月一日から施行する。

東京財務局の項中「浦和地方部総務課　同管財第三課」、「宇都宮地方部総務課　同管財第三課」、「前橋地方部総務課　同管財第三課」、「新潟地方部総務課」及び「長野地方部総務課　同管財第三課」を削り、同財務局の項の次に次のように加える。

関東信越財務局　総務部文書課　同養成課　間税部技術課　経理部徴収第二課　同営繕課　鑑定部第一課　同第二課　浦和地方部総務課　同管財第三課　水戸地方部総務課　宇都宮地方部総務課　同管財第三課　前橋地方部総務課　同管財第三課　長野地方部総務課　同管財第三課　新潟地方部総務課

仙台財務局の項の次に次のように加える。

金沢財務局　総務部文書課

名古屋財務局の項中「金沢地方部総務課」を削る。

高松財務局の項の次に次のように加える。

福岡財務局　総務部養成課　経理部営繕課　鑑定部第一課　同第二課　長崎地方部総務課　同管財第三課

熊本財務局の項中「総務部文書課」、「間税部技術課」、「経理部徴収第二課」、「鑑定部第一課　同第二課」及び「長崎地方部総務課　同管財第三課」を削る。

◉財務局國税査察部の分課改正　大蔵省では、関東信越、金沢及び福岡各財務局の増設に伴い、財務局分課規程第十九條の規定に基き、國税査察部に課を設置する件を次のように改正し、昭和二十三年十二月一日から施行する。

財務局名	課名	受持区域	摘要
東京	第一課	東京都内の麹町、神田、芝、四谷、麻布、澁谷、淀橋、中野、板橋、練馬、豊島各税務署及び山梨縣下の各税務署の管轄区域	一、各課においては、それぞれ上欄の受持区域により國税査察部の事務を分掌するものとする。 二、前号の外、第一課においては、國税査察部内各課間の事務の調整並びに同部に関する連絡事務その他同部の所掌事務で他の課の所掌に属しないものを併せ掌るものとする。
	第二課	東京都内の日本橋、小石川、本郷、下谷、浅草、王子、荒川、足立、墨田、葛飾、江戸川、江東各税務署及び千葉縣下の各税務署の管轄区域	
	第三課	東京都内の京橋、品川、大森、蒲田、世田谷、玉川、目黒、杉並、青梅、八王子、立川、武蔵野各税務署及び神奈川縣下の各税務署の管轄区域	
関東信越	第一課	埼玉縣及び群馬縣下の各税務署の管轄区域	
	第二課	新潟縣及び茨城縣下の各税務署の管轄区域	
	第三課	長野縣及び栃木縣下の各税務署の管轄区域	
大阪	第一課	大阪府、奈良縣及び和歌山縣下の各税務署の管轄区域	
	第二課	京都府及び滋賀縣下の各税務署の管轄区域	
	第三課	兵庫縣下の各税務署の管轄区域	
札幌	第一課	札幌、石狩、函館、渡島、江差、八雲、寿都、室蘭、浦河、苫小牧、網走、紋別、北見及び帯広各税務署の管轄区域	
	第二課	小樽、余市、倶知安、岩見沢、夕張、瀧川、石狩、深川、旭川、富良野、名寄、留萌、稚内、釧路、十勝池田及び根室各税務署の管轄区域	
仙台	第一課	宮城縣、福島縣及び山形縣下の各税務署の管轄区域	
	第二課	岩手縣、青森縣及び秋田縣下の各税務署の管轄区域	
金沢	第一課	富山縣及び石川縣下の各税務署（石川縣小松税務署を除く。）の管轄区域	
	第二課	福井縣下及び石川縣の小松税務署の管轄区域	
名古屋	第一課	愛知縣下の各税務署の管轄区域	
	第二課	静岡縣下の各税務署の管轄区域	
	第三課	三重縣及び岐阜縣下の各税務署の管轄区域	
廣島	第一課	廣島縣及び山口縣下の各税務署の管轄区域	
	第二課	岡山縣、鳥取縣及び島根縣下の各税務署の管轄区域	
高松	第一課	香川縣及び愛媛縣下の各税務署の管轄区域	
	第二課	徳島縣及び高知縣下の各税務署の管轄区域	
福岡	第一課	福岡縣下の各税務署の管轄区域	
	第二課	長崎縣及び佐賀縣下の各税務署の管轄区域	
熊本	第一課	熊本縣及び鹿児島縣下の各税務署の管轄区域	
	第二課	大分縣及び宮崎縣下の各税務署の管轄区域	

地方行政

◉縣議会　宮城縣において十二月四日定例縣議会を招集する。（宮城縣）◉愛媛縣において十一月三十日定例縣議会を招集した。（愛媛縣）

廣　告

◉証票無効

一、國税滞納者財産差押証票　昭和二十三年一月十日交付第四号一葉　三條税務署在勤大蔵事務官岩井和夫名義の分

昭和二十三年五月十八日亡失

二、検査章　昭和二十一年九月十二日交付第一五八号一葉　京橋税務署在勤大蔵事務官志岐清名義の分

昭和二十三年九月八日亡失

右それぞれ届出があつたので事故発生の日以降無効とする。

昭和二十三年十二月　東京財務局

財産税検査章　昭和二十二年六月十日交付第二十号一葉　仙台税務署在勤大蔵事務官新岡春雄名義の分

右紛失の旨届出があつたから昭和二十三年十月五日以降無効とする。

昭和二十三年十二月　仙台財務局

◉著作権登録

登録番号	登録年月日	著作物の表示	著作の年月日 発行又は興業の年月	著作者の氏名	登録の目的
第五四九九号の一	昭和二三、一一、一〇	英文簿記提要	昭和二三、九、一四 昭和二三、一〇、二八	村瀬玄	著作年月日

右登録の原因（この著作物は、昭和二十三年九月十四日次の者が著作したものである。）東京都澁谷区代々木大山町一〇六五　村瀬玄

昭和二十三年十二月　文部省

◉工場財團

東京都中央区銀座西二丁目一番地日本シルク株式会社から埼玉縣比企郡松山町大字松山字原新田三五七五番、同所三五七六番、同所三五七二番、同所三五七一番の三、同所三五七三番の三、同所三五七四番の二、同所三五七三番ノ四所在の同会社松山工場に属する土地、建物並びに機械器具等に対し工場財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当廳に申し出られたい。

但し、工場財團に属すべきものの目録は当廳に備付けあり関係者の閲覧に供する。

昭和二十三年十二月一日

浦和司法事務局松山出張所

◉鉱業財團

長野縣上田市大字上田五〇八六番地イの一信州炭鉱株式会社から、長野縣上田市大字常入九二二の一所在の建物並びに長野縣小縣郡青木村及び同縣東筑摩郡本城村地内に所有する採掘権登録番号第五四号鉱業権並びに前同所鉱業用地所在の鉱業所に属する機械器具等に対し鉱業財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押、若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当廳に申し出られたい。

但し、鉱業財團に属すべきものの目録は当廳に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十三年十二月一日

長野司法事務局浦里出張所

◉公示催告

解散公告

当会社は昭和二十三年八月三十一日株主総会の決議をもつて解散しましたから当会社に債権を有する方は本公告の日より二箇月以内にその旨御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十三年十一月十四日

横浜市神奈川区鶴屋町一丁目一番地　朝日油化産業株式会社

清算人　金光宗立

公告

当会社昭和二十三年十月二十日定時株主総会の決議に因り解散致すことと相成候に付き当社に対し債権を有せらるる方は本公告の日より二箇月以内に申出有之度期間内に申出無之ときは清算より除斥可致候

昭和二十三年十一月十二日

愛媛縣西條市神拝甲三百六十一番地　栄商事株式会社

清算人　高橋泰雄

同　近藤貫徳

解散公告

当会社は本年十月八日の臨時株主総会において昭和二十三年十月二十日限り解散することに決議されましたから当社に債権を有せらるる方は本公告掲載の日から六十日以内に御申出下さい。若し御申出のない場合は清算より除斥されます。

右商法の規定により公告致します。

昭和二十三年十二月一日

静岡縣罐詰株式会社

清算人　植田朋八

同　村上芳雄

同　芝野清一

同　今西俊雄

同　芝野信一郎

◉公示送達

被告人　高橋三郎

右被告人に係る賭博被告事件に付いて昭和二十三年十二月二十七日午前九時公判開廷するから当廳刑事法廷に出頭せられたい。

召喚に應じないときは刑事訴訟法第八十六條によつて勾引状を発することがある。

昭和二十三年十一月十七日

足利簡易裁判所

判事　戸恒庫三

被告人　滝野瀬清

右被告人に係る窃盗被告事件に付いて昭和二十三年十二月二十七日午前九時公判開廷するから当廳刑事法廷に出頭せられたい。

召喚に應じないときは刑事訴訟法第八十六條によつて勾引状を発することがある。

昭和二十三年十一月十七日

足利簡易裁判所

判事　戸恒庫三

被告人　押山長平

右被告人に係る食糧管理法違反被告事件に付いて昭和二十三年十二月二十七日午前九時公判開廷するから当廳刑事法廷に出頭せられたい。

召喚に應じないときは刑事訴訟法第八十六條によつて勾引状を発することがある。

昭和二十三年十一月十七日

足利簡易裁判所

判事　戸恒庫三

◉除権判決

昭和二十二年（へ）第七一五号

長崎市片淵町三丁目長崎経済専門学校宿直室　申立人　松波港三郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年二月十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月十四日

東京地方裁判所

裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　録

一、東京瓦斯株式会社株式四百十株、同新株式二百五株

内　訳

旧株式

一百株券（額面五千円也）二枚

一株の拂込金額　五十円也

記号番号　ほ丁第二〇八七号、ほ丁第二〇八八号

五十株券（額面二千五百円也）三枚

一株の拂込金額　五十円也

記号番号　新丙第一五五三号、同第一五五四号、同第一六五一号

十株券（額面五百円也）六枚

一株の拂込金額　五十円也

記号番号　ほ乙第二六五七四号、新乙第八一五五号、新乙自第八一五六号至第八一五九号

以上各株式の発行日　四十五年十二月十日、新丙、新乙明治四十四年十二月二十一日

〃発行者　ほ丁、ほ乙東京瓦斯株式会社取締役社長渡邊勝三郎、新丙、新乙東京瓦斯株式会社取締役社長高松豐吉

〃最終名義人　松波港三郎

新株式

一百株券（額面五千円也）二枚

一株の拂込金額　二十五円也

記号番号　波丁第一八二八号、同第一八二九号

一株券（額面五十円也）五枚

一株の拂込金額　二十五円也

記号番号　波甲自第一一〇四八号至第一一〇五二号

以上株式の発行日　昭和八年四月二十日

〃発行者　東京瓦斯株式会社取締役社長井坂孝

〃最終名義人　松波港三郎

昭和二十二年（へ）第十七号

富山縣西礪波郡石動町今石動町六百九十二番地　申立人　森田和一郎

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を為したるところ昭和二十三年九月二十日午前十時迄に権利の届出を為し且証券の提出を為す者なきを以て申立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年十一月八日

富山簡易裁判所

簡易裁判所判事　藤田善嗣

（別紙）　目　録

一、北陸配電株式会社旧株式百株券一枚

株券額面　五千円也

一株に付拂込金　五十円也

記号番号　い戊第二五六四号

発行者　北陸配電株式会社

発行日　昭和十七年七月一日

最終株主　森田和一郎

一、北陸配電株式会社旧株式十株券五枚

株券額面　五百円也

一株に付拂込金　五十円也

記号番号　い丙第一七七一三号、い丙第一七七二三号、い丙第一七七二一号、い丙第一七七二〇号、い丙第一七七二二号

発行者　北陸配電株式会社

発行日　昭和十七年七月一日

最終株主　森田和一郎

昭和二十二年（へ）第十号

廣島市横川町三丁目七百七十番地の一　有代表者組合長　中立人　廣島市信川組合　奥久登

別紙目録表示の証券に付当裁判所は公示催告を為したるところ昭和二十三年九月二十日午前十時迄に権利の届出を為し且証券の提出を為す者なきを以て中立人の申立に基き前記証券の無効を宣言す。

昭和二十三年十一月十三日

富山簡易裁判所

簡易裁判所判事　藤田善嗣

（別紙）　目　録

一、不二越鋼材工業株式会社株式五十株券一枚

株券記号番号　壬第五二八号

額面　金二千五百円（全額拂込済）

一株金額　金五十円

商号　不二越鋼材工業株式会社

発行者　不二越鋼材工業株式会社

最終株主　西下正巳

最終所持人　廣島市信用組合組合長　奥久登

昭和二十二年（へ）第六七一号

埼玉縣入間郡所沢町大字下新井百十二番地　申立人　森田敏明

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年二月十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年九月二十日

東京地方裁判所

裁判官　藤井經雄

（別紙）　目　録

一、日本鋼管株式会社発行株式一株券七枚

記号番号　自戊第七一三五三号至戊第七一三五九号

額面金　五十円也（全額拂込済）

発行日　昭和十七年三月二日

二、同会社発行株式十株券一枚

記号番号　甲第三八三二四号

額面金　五百円也

一株の金額　金五十円也（全額拂込済）

発行日　昭和十三年六月三十日

三、日清紡績株式会社発行株式十株券一枚

記号番号　波乙第〇八五〇二号

額面金　五百円也

一株の金額　金五十円也（全額拂込済）

発行日　大正十四年五月一日

四、日清製粉株式会社発行株式十株券一枚

記号番号　乙第一二七六九号

額面金　五百円也

一株の金額　金五十円也（全額拂込済）

五、同会社発行株式十株券一枚

記号番号　戊第一二九一九号

額面金　五百円也

一株の金額　金五十円也（一株に付金二十五円拂込）

以上各株式の

最終株主　森田昌孝

最後の所持人　森田敏朗

昭和二十一年（へ）第五三五号

愛知縣名古屋市東区東二葉町二十五番地　申立人　大島博

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年二月十七日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年九月二十日

東京地方裁判所

裁判官　藤井經雄

（別紙）　目　録

一株式会社日立製作所発行十株券一枚

内　訳

発行者　株式会社日立製作所

種類　十株券

額面　金五百円（一百二十五円拂込済）

記号番号　第三丙第九〇五九号

最初の株主名義　大島博

最終の株主名義　大島博

発行年月日　昭和十九年八月二十六日

昭和二十一年（へ）第二五七二号

長崎縣島原市先魁千百五十九番地　申立人　佐藤巍

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年二月六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年九月二十日

東京地方裁判所

裁判官　藤井經雄

（別紙）　目　録

一枚の額面　五百円

一株の金額　五十円

一拂込金額　全額拂込

一記号　て第二二〇七八号

一発行者　株式会社日立製作所

一株券の発行日　昭和十二年七月六日

最終株主名　佐藤巍

第6565号 本文

号外（第三十七号）
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　十一月二十五日発行衆議院会議録第十九号一二頁◉同三十日発行（第三十五号）省令八頁
◉十二月一日発行（第三十七号）規則、廣告一六頁
（除斥の裁判・法第二十三條）
（被告人の弁護人の選任の方式・法第

昭和二十一年（ヘ）第九六六号
岡崎市康生町十八番地
申立人　奥井　福次
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年三月八日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三日
東京地方裁判所
裁判官　藤井經雄

（別紙）　目　録
一株式会社日立製作所株式五十株
一株の金額　金五十円
株券の記号番号　乙第一九〇五一号
株券の額面　金二千五百円
一株の払込額　金五十円
発行者　東京都千代田区丸ノ内二丁目十二番地株式会社日立製作所
最終株主名義人　奥井福次

昭和二十一年（ヘ）第一七〇三号
廣島縣安佐郡可部町字中島西七番地
申立人　山地謙太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年六月一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三日
東京地方裁判所
裁判官　藤井經雄

（別紙）　目　録
一、株式会社日立製作所株券十株券五枚
株券記号番号　自ゐ第六七四五号至ゐ第六七四九号
額面　金五百円也
一株金額　金五十円也
商号　株式会社日立製作所
資本総額　金七億円也
成立　大正九年二月十二日
発行年月日　昭和十四年三月十日
発行者　株式会社日立製作所社長小平浪平
最初株主　戦災の為め焼失に付き不明
最終株主　山地謙太郎
最終所持人　山地謙太郎
会社所在地　東京都麹町区丸ノ内二丁目十二番地

昭和二十一年（ヘ）第三八二八号
東京都世田谷区東玉川町一〇五番地
申立人　武田　節子
右親権者　武田宇た子
右代理人　武智　寛吾
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年九月十七日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月三日
東京地方裁判所
判事　藤井經雄

（別紙）　株券目録
一株券発行者　松竹株式会社取締役社長大谷竹次郎
一株券発行年月日
一株券の種類及数量　一株券四枚十株券二枚
一株券額面金額　金五百円金五十円但一株払込金額金五十円
一株券記号及番号　一株券波甲七五五より七五八に至る、十株券波乙九〇一より九〇二に至る
一株券最終名義人　武田柳吉

昭和二十二年（ヘ）第七五七号
東京都葛飾区亀有町二の九六八守谷弘一方
申立人　岩尾喜三郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年三月十八日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記式券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月八日
東京地方裁判所
裁判官　藤井經雄

（別紙）　目　録
一冨士瓦斯紡績株式会社株式十株券四枚、一株券十枚
但し
額面　十株券五百円也払込金額五百円也、一株券五十円也払込金額五十円也
額面総額　金二千五百円也
記号番号　十株券内第四一一五五号、内第四二九一四号、内第三八六七一号、内第三八六七二号、一株券丁第二二〇一一号、丁第二二〇一二号、丁第二二〇〇八号、丁第二二〇〇九号、自丁第二〇一五五号至丁第二〇一六〇号
最終株主　岩尾松壽

昭和二十一年（ヘ）第一八六号
名古屋市昭和区伊勝町一丁目四十五番地
申立人　横井市太郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立により公示催告を為したる処昭和二十一年十月十日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものなきを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言す。
昭和二十三年九月十日
東京地方裁判所
判事　藤井經雄

（別紙）　目　録
日本発送電株式会社株式額面金一千円也二枚
内　訳
一十株券　（額面金五百円）全額払込済
一記号及番号　い乙第三四五五八号、同第三四五五九号
一株式発行の年月日　昭和十四年七月一日
一株式最終の名義人　横井市太郎

昭和二十一年（ヘ）第四五七二号
廣島市中廣町
申立人　高島　嘉一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年二月二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月十五日
東京地方裁判所
裁判官判事　藤井經雄

（別紙）　目　録
一、（イ）日本発送電株式会社株式十株券二枚
記号番号　は乙第一五四〇九二号、は乙第一五四〇九三号
一（ロ）同株式会社株式一株券三枚
記号番号　は甲第一一三七四五号乃至は甲第一一三七四七号
一（ロ）額面　各金五十円
一（イ）額面　各金五百円
一右各全額払込済
一発行年月日　昭和十六年十一月三十日
一最初の株主　日本発送電株式会社
一最終持主及最終所持人　廣島市中廣町七四一の四高島嘉一

昭和二十一年（ヘ）第二九二八号
名古屋市東区大幸町五丁目四七
申立人　八神　信次
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年九月十七日
東京地方裁判所
判事　藤井經雄

（別紙）　目　録
日本発送電株式会社株券
一種類枚数　十株券二枚
一記号番号　い乙第六〇四一六号、い乙第六〇四一七号
一額面金額　各金五百円
一払込金額　各全額払込済
一発行年月日　昭和十四年七月一日、
一名義人の住所氏名　名古屋市熱田区市場町一四六、八神信次

昭和二十一年（ヘ）第三七四三号
愛知縣宝飯郡蒲郡町大字蒲郡字町一四四
申立人　日高　よし
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年二月二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十五日
東京地方裁判所
裁判官　藤井經雄

（別紙）　目　録
一日本発送電株式会社株式十株券四枚
額面金額　金五百円
払込金額　全額払込済
記号番号　は乙第二一二三〇九、は乙第二一二三一〇号
発行年月日　昭和十六年十一月三十日
記号番号　ほ乙第四二五八五号、ほ乙第四二五八六号
発行年月日　昭和十七年六月一日
一同会社株式一株券六枚
額面金額　金五十円
払込金額　全額払込済
記号番号　自い甲第五五五六五一号至い甲第五五五六五六号
発行年月日　昭和十四年七月一日
発行者　東京都小石川区小石川町一丁目一番地日本発送電株式会社
最終の株式名義人　豊橋市本町三七日高よし

◉復権申立
京都府與謝郡宮津町字本町七五八番地
破産者　井上　半治
右の者昭和二十三年十一月十六日当裁判所に復権の申立をなした。
右公告する。
昭和二十三年十一月十七日
京都地方裁判所舞鶴支部

債権申出公告（十四の二）
今般昭和二十二年総理廳、大藏省、外務省、商工省、運輸省、農林省、厚生省、司法省令第一号によつて閉鎖機関に対する債権の申出をしていただく事になりましたから左記の閉鎖機関に対し本邦（本州、北海道、四國、九州及びその附属の島を言う）を履行地とする債権（株式、銀行預金を除く）を有せられる向は昭和二十四年二月一日までにその債権を御申出下さい。若し債権者が前記期間内に申出をなさないときは特殊清算から除斥されます。
記
（1）債権の御申出は当委員会並びに大阪支所にて受け付けます。
（2）債権の申出は必ず当委員会並びに大阪支所及び日本銀行本支店に備付の書式を御用い下さい。用紙送附を希望せられる方は返信料添附宛名記入封筒を同封して御請求下さい。
昭和二十三年十二月一日
東京都千代田区丸ノ内一の二（旧台銀ビル）
閉鎖機関整理委員会
大阪市東区北浜五の五（東京銀行大阪支店ビル）
閉鎖機関整理委員会大阪支所
（閉鎖機関名）
中央水産業会、鹿児島縣木材株式会社、日本電球工業会、横浜青果物株式会社、兵庫青果株式会社、名古屋青果物株式会社、京都青果物統制株式会社、大阪青果物統制株式会社、大阪魚類統制株式会社、廣島県青果株式会社

定價　一ヶ月　金五十円　送料実費
廣告料　本公告　八ポイント一行十七字詰　百円
一般廣告　八ポイント一行十四字詰　八十円
発行所　印刷局　東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一一　振替東京一九〇〇〇　図書課
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
（國定規格A4判）

第6565号 物価号外

官報
号外（第三十七号）

規則

◉最高裁判所規則第三十二号

刑事訴訟規則を次のように定める。

昭和二十三年十二月一日 最高裁判所

刑事訴訟規則目次

第一編 総則
第一章 裁判所の管轄
第二章 裁判所職員の除斥、忌避及び回避
第三章 訴訟能力
第四章 弁護及び補佐
第五章 裁判
第六章 書類及び送達
第七章 期間
第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留
第九章 押収及び捜索
第十章 検証
第十一章 証人尋問
第十二章 鑑定
第十三章 通訳及び飜訳
第十四章 証拠保全
第二編 第一審
第一章 捜査
第二章 公訴
第三章 公判
第一節 公判準備及び公判手続
第二節 公判の裁判
第三編 上訴
第一章 通則
第二章 控訴
第三章 上告
第四章 抗告
第四編 少年事件の特別手続
第五編 再審
第六編 略式手続
第七編 裁判の執行
第八編 補則

刑事訴訟規則

第一編 総則

（この規則の解釈、運用）

第一條 この規則は、憲法の所期する裁判の迅速と公正とを図るようにこれを解釈し、運用しなければならない。

2 訴訟上の権利は、誠実にこれを行使し、濫用してはならない。

第一章 裁判所の管轄

（管轄の指定、移轉の請求の方式・法第十五條等）

第二條 管轄の指定又は移轉の請求をするには、理由を附した請求書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

（管轄の指定、移轉の請求の通知・法第十五條等）

第三條 検察官は、裁判所に係属する事件について管轄の指定又は移轉の請求をしたときは、速やかにその旨を裁判所に通知しなければならない。

（請求書の謄本の交付、意見書の差出・法第十七條）

第四條 検察官は、裁判所に係属する事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下法という。）第十七條第一項各号に規定する事由のため管轄移轉の請求をした場合には、速やかに請求書の謄本を被告人に交付しなければならない。

2 被告人は、謄本の交付を受けた日から三日以内に管轄裁判所に意見書を差し出すことができる。

（被告人の管轄移轉の請求・法第十七條）

第五條 被告人が管轄移轉の請求書を差し出すには、事件の係属する裁判所を経由しなければならない。

2 前項の裁判所は、請求書を受け取つたときは、速やかにこれをその裁判所に対應する検察廳の検察官に通知しなければならない。

（訴訟手続の停止・法第十五條等）

第六條 裁判所に係属する事件について管轄の指定又は移轉の請求があつたときは、決定があるまで訴訟手続を停止しなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

（移送の請求の方式・法第十九條）

第七條 法第十九條の規定による移送の請求をするには、理由を附した請求書を裁判所に差し出さなければならない。

（意見の聴取・法第十九條）

第八條 法第十九條の規定による移送の請求があつたときは、相手方又はその弁護人の意見を聴いて決定をしなければならない。

2 職権で法第十九條の規定による移送の決定をするには、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第二章 裁判所職員の除斥、忌避及び回避

（忌避の申立・法第二十一條）

第九條 合議体の構成員である裁判官に対する忌避の申立は、その裁判官所属の裁判所に、受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官に対する忌避の申立は、忌避すべき裁判官にこれをしなければならない。

2 忌避の申立をするには、その原因を示さなければならない。

3 忌避の原因及び忌避の申立をした者が事件について請求若しくは陳述をした際に忌避の原因があることを知らなかつたこと又は忌避の原因が事件について請求若しくは陳述をした後に生じたことは、申立をした日から三日以内に書面でこれを疎明しなければならない。

（申立に対する意見書・法第二十三條）

第十條 忌避された裁判官は、次に掲げる場合を除いては、忌避の申立に対し意見書を差し出さなければならない。

一 地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官が忌避の申立を理由があるものとするとき。

二 忌避の申立が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかであるとしてこれを却下するとき。

三 忌避の申立が法第二十二條の規定に違反し、又は前條第二項若しくは第三項に定める手続に違反してされたものとしてこれを却下するとき。

（訴訟手続の停止）

第十一條 忌避の申立があつたときは、前條第二号及び第三号の場合を除いては、訴訟手続を停止しなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

（除斥の裁判・法第二十三條）

第十二條 忌避の申立について決定をすべき裁判所は、法第二十條各号の一に該当する者があると認めるときは、職権で除斥の決定をしなければならない。

2 前項の決定をするには、当該裁判官の意見を聴かなければならない。

3 当該裁判官は、第一項の決定に関與することができない。

4 裁判所が当該裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

（回避）

第十三條 裁判官は、忌避されるべき原因があると思料するときは、回避しなければならない。

2 回避の申立は、裁判官所属の裁判所に書面でこれをしなければならない。

3 忌避の申立について決定をすべき裁判所は、回避の申立について決定をしなければならない。

4 回避については、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

（除斥、回避の裁判の送達）

第十四條 前二條の決定は、これを送達しない。

（準用規定）

第十五條 裁判所書記については、この章の規定を準用する。

2 受命裁判官に附属する裁判所書記に対する忌避の申立は、その附属する裁判官にこれをしなければならない。

第三章 訴訟能力

（被疑者の特別代理人選任の請求・法第二十九條）

第十六條 被疑者の特別代理人の選任の請求は、当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にこれをしなければならない。

第四章 弁護及び補佐

（被疑者の弁護人の選任・法第三十條）

第十七條 公訴の提起前にした弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員に差し出した場合に限り、第一審においてもその効力を有する。

（被告人の弁護人の選任の方式・法第三十條）

第十八條 公訴の提起後における弁護人の選任は、弁護人と連署した書面を差し出してこれをしなければならない。

（主任弁護人・法第三十三條）

第十九條 被告人に数人の弁護人があるときは、その一人を主任弁護人とする。但し、地方裁判所においては、弁護士でない者を主任弁護人とすることはできない。

2 主任弁護人は、被告人が単独で、又は全弁護人の合意でこれを指定する。

3 主任弁護人を指定することができる者は、その指定を変更することができる。

4 全弁護人のする主任弁護人の指定又はその変更は、被告人の明示した意思に反してこれをすることができない。

（主任弁護人の指定、変更の方式・法第三十三條）

第二十條 主任弁護人の指定又はその変更は、書面を裁判所に差し出してこれをしなければならない。

（裁判長の指定する主任弁護人・法第三十三條）

第二十一條 被告人に数人の弁護人がある場合に主任弁護人がないときは、裁判長は、主任弁護人を指定しなければならない。

2 裁判長は、前項の指定を変更することができる。

3 前二項の主任弁護人は、第十九條の主任弁護人ができるまで、その職務を行う。

（主任弁護人の指定、変更の通知・法第三十三條）

第二十二條 主任弁護人の指定又はその変更については、被告人がこれをしたときは、直ちにその旨を検察官及び主任弁護人となつた者に、全弁護人又は裁判長がこれをしたときは、直ちにその旨を検察官及び被告人に通知しなければならない。

（副主任弁護人・法第三十三條）

第二十三條 裁判長は、主任弁護人に事故がある場合には、他の弁護人のうち一人を副主任弁護人に指定することができる。

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

物価号外

第三十四條（公判調書の作成の手続・裁判長の責任）　公判調書は、公判期日ごとに、裁判長の指定する裁判所書記官がこれを作成しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官がこれを作成しなければならない。

第三十五條（公判調書の記載事項）　公判調書には、公判期日における訴訟の手続で、法令により、これを記載しなければならないものの外、裁判所が、これを記載することを相当と認めたものを記載しなければならない。

2　公判調書には、前項の外、公判期日における訴訟の手続で、裁判長又は陪席の裁判官が、これを記載することを命じたものを記載しなければならない。

3　公判調書には、検察官、弁護人又は被告人から、公判期日における訴訟の手続に関し申立てがあつた場合には、その申立及びこれに対してした処分を記載しなければならない。

第三十六條（公判調書の記載の方式）　公判調書には、各公判期日の冒頭に、裁判所、裁判官及び裁判所書記の官氏名、検察官、弁護人、被告人その他訴訟関係人の出頭又は不出頭その他公判期日における訴訟の経過の要領並びに法令により公判調書の作成について定められた方式に従つたことを明らかにしなければならない。

第三十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、公判期日の訴訟の手続が終つた後、速やかに、これを作成しなければならない。

2　公判調書は、公判期日の訴訟の手続が終つた後、これを作成することができないときは、その事由を附記して、できるだけ速やかに、これを作成しなければならない。

第三十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第三十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十四條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十五條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十六條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十四條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十五條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十六條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十四條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十五條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十六條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十四條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十五條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十六條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十四條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十五條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十六條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第八十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十四條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十五條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十六條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第九十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第百條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第三十四條（公判調書の作成の手続・裁判長の責任）　公判調書は、公判期日ごとに、裁判長の指定する裁判所書記官がこれを作成しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官がこれを作成しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第三十五條（公判調書の記載事項）　公判調書には、公判期日における訴訟の手続で、法令により、これを記載しなければならないものの外、裁判所が、これを記載することを相当と認めたものを記載しなければならない。

2　公判調書には、前項の外、公判期日における訴訟の手続で、裁判長又は陪席の裁判官が、これを記載することを命じたものを記載しなければならない。

3　公判調書には、検察官、弁護人又は被告人から、公判期日における訴訟の手続に関し申立てがあつた場合には、その申立及びこれに対してした処分を記載しなければならない。

第三十六條（公判調書の記載の方式）　公判調書には、各公判期日の冒頭に、裁判所、裁判官及び裁判所書記の官氏名、検察官、弁護人、被告人その他訴訟関係人の出頭又は不出頭その他公判期日における訴訟の経過の要領並びに法令により公判調書の作成について定められた方式に従つたことを明らかにしなければならない。

第三十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、公判期日の訴訟の手続が終つた後、速やかに、これを作成しなければならない。

2　公判調書は、公判期日の訴訟の手続が終つた後、これを作成することができないときは、その事由を附記して、できるだけ速やかに、これを作成しなければならない。

第三十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第三十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十四條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十五條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十六條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第四十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十四條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十五條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十六條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第五十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十四條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十五條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十六條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十七條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十八條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第六十九條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十一條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十二條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十三條（公判調書の記載の方法）　公判調書は、これを作成した裁判所書記官が、署名押印しなければならない。

2　裁判長に事故があるときは、陪席の裁判官が、前項の規定により署名押印しなければならない。

3　裁判官及び裁判所書記官に事故があるときは、裁判長又は陪席の裁判官が、その事由を附記して、署名押印しなければならない。

第七十四條（公判調書の記載の方法

い。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

2　被告人に異議がないときは、前項の猶予期間を置かないことができる。

（勾引、勾留についての身体、名誉の保全）

第六十八條　被告人の勾引又は勾留については、その身体及び名誉を保全することに注意しなければならない。

（裁判所書記の立会・法第六十一條）

第六十九條　法第六十一條の規定により被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

（勾留状の記載要件・法第六十四條）

第七十條　勾留状には、法第六十四條に規定する事項の外、法第六十條第一項各号に定める事由を記載しなければならない。

（裁判長の令状の記載要件・法第六十九條）

第七十一條　裁判長は、法第六十九條の規定により召喚状、勾引状又は勾留状を発する場合には、その旨を令状に記載しなければならない。

（勾引状、勾留状の原本の送付・法第七十條）

第七十二條　検察官の指揮により勾引状又は勾留状を執行する場合には、これを発した裁判所又は裁判官は、その原本を検察官に送付しなければならない。

（勾引状の数通交付）

第七十三條　勾引状は、数通を作り、これを検察事務官又は司法警察職員数人に交付することができる。

（勾引状、勾留状の謄本交付の請求）

第七十四條　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人は、その謄本の交付を請求することができる。

（勾引状、勾留状執行後の処置）

第七十五條　勾引状又は勾留状を執行したときは、これに執行の場所及び年月日時を記載し、これを執行することができなかつたときは、その事由を記載して記名押印しなければならない。

2　勾引状又は勾留状の執行に関する書類は、執行を指揮した検察官又は裁判官を経由して、勾引状又は勾留状を発した裁判所又は裁判官にこれを差し出さなければならない。

3　勾引状の執行に関する書類を受け取つた裁判所又は裁判官は、裁判所書記に被告人が引致された年月日時を勾引状に記載させなければならない。

（嘱託による勾引状・法第六十七條）

第七十六條　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、勾引状の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記に被告人が引致された年月日時を勾引状に記載させなければならない。

2　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を指定された裁判所に送致する場合には、勾引状に被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を記載して記名押印しなければならない。

3　勾引の嘱託をした裁判所又は裁判官は、勾引状の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記に被告人が到着した年月日時を勾引状に記載させなければならない。

（裁判所書記の立会・法第七十六條等）

第七十七條　裁判所又は裁判官が法第七十六條又は第七十七條の処分をするときは、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

（調書の作成・法第七十六條等）

第七十八條　法第七十六條又は第七十七條の処分については、調書を作らなければならない。

（勾留の通知・法第七十九條）

第七十九條　被告人を勾留した場合において被告人に弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹がないときは、被告人の申出により、その指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

（被告人の移監）

第八十條　検察官は、裁判長の同意を得て、勾留されている被告人を他の監獄に移すことができる。

2　検察官は、被告人を他の監獄に移したときは、直ちにその旨及びその監獄を裁判所及び弁護人に通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨及びその監獄を通知しなければならない。

3　前項の場合には、前條の規定を準用する。

（勾留の理由開示の請求の方式・法第八十二條）

第八十一條　勾留の理由の開示の請求は、書面でこれをしなければならない。但し、公判期日においては、口頭でこれをすることができる。この場合には、その請求を調書に記載しなければならない。

（開示の手続・法第八十三條）

第八十二條　勾留の理由の開示の請求があつたときは、裁判長は、開示期日を定めなければならない。

2　開示期日には、被告人を召喚しなければならない。

3　開示期日は、検察官、弁護人及び補佐人並びに請求者にこれを通知しなければならない。

（公判期日における開示・法第八十三條）

第八十三條　勾留の理由の開示は、公判期日においても、これをすることができる。

2　公判期日において勾留の理由の開示をするには、あらかじめ、その旨及び開示をすべき公判期日を検察官、被告人、弁護人及び補佐人並びに請求者に通知しなければならない。

（開示の請求と開示期日）

第八十四條　勾留の理由の開示をすべき期日とその請求があつた日との間には、五日以上を置くことはできない。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

（開示期日の変更）

第八十五條　裁判所は、やむを得ない事情があるときは、開示期日を変更することができる。

（開示期日の調書）

第八十六條　開示期日における手続については、調書を作り、裁判長が、裁判所書記とともに署名押印しなければならない。

（保釈の保証書の記載事項・法第九十四條）

第八十七條　保釈の保証書には、保証金額及び何時でもその保証金を納める旨を記載しなければならない。

（執行停止についての意見の聴取・法第九十五條）

第八十八條　勾留の執行を停止するには、検察官の意見を聴かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

（保釈、執行停止についての意見の聴取・法第九十二條等）

第八十九條　裁判所は、検察官の保釈又は勾留の執行停止についての意見がこれを相当でないとするものであるときは、その意見に対する被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。但し、保釈を許し、又は勾留の執行を停止する場合は、この限りでない。

（委託による執行停止・法第九十五條）

第九十條　勾留されている被告人を親族、保護團体その他の者に委託して勾留の執行を停止するには、これらの者から何時でも召喚に応じ被告人を出頭させる旨の書面を差し出させなければならない。

（保証金の還付・法第九十六條）

第九十一條　勾留若しくは保釈を取り消し、又は勾留状の効力が消滅したときは、没取されなかつた保証金は、これを還付しなければならない。

（上訴中の事件等の勾留に関する処分・法第九十七條）

第九十二條　上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて勾留の期間を更新すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならない。

2　上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合にも、前項と同様である。

3　勾留の理由の開示をすべき場合には、前項の規定を準用する。

4　上訴裁判所は、被告人が勾留されている事件について訴訟記録を受け取つたときは、直ちにその旨を原裁判所に通知しなければならない。

第九章　押収及び捜索

（押収、捜索についての秘密、名誉の保持）

第九十三條　押収及び捜索については、秘密を保ち、且つ処分を受ける者の名誉を害しないように注意しなければならない。

（差押状、捜索状の記載事項・法第百七條）

第九十四條　差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押又は捜索をすべき事由をも記載しなければならない。

（準用規定）

第九十五條　差押状又は捜索状については、第七十二條の規定を準用する。

（捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九條等）

第九十六條　法第百十九條又は第百二十條の証明書又は目録は、捜索又は差押が令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

（差押状、捜索状執行後の処置）

第九十七條　差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押えた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

（押収物の処置）

第九十八條　押収物については、喪失又は破損を防ぐため、相当の処置をしなければならない。

（差押状の執行調書の記載）

第九十九條　差押状の執行をした者は、第九十六條若しくは前條又は法第百二十一條第一項若しくは第二項の処分をしたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

（押収、捜索の立会）

第百條　差押状を発しないで押収をするときは、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

2　差押状又は捜索状を執行するときは、それぞれ他の検察事務官、司法警察職員又は裁判所書記を立ち会わせなければならない。

第十章　検証

（検証についての注意）

第百一條　検証をするについて、死体を解剖し、又は墳墓を発掘する場合には、礼を失わないように注意し、配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹があるときは、これに通知しなければならない。

（被告人の身体検査の召喚状等の記載要件・法第六十三條等）

第百二條　被告人に対する身体の検査のための召喚状又は勾引状には、身体の検査のために召喚又は勾引する旨をも記載しなければならない。

（被告人以外の者の身体検査の召喚状等の記載要件・法第百三十六條等）

第百三條　被告人以外の者に対する身体の検査のための召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所、身体の検査のために召喚する旨並びに正当の理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

2　被告人以外の者に対する身体の検査のための勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき場所、身体の検査のために勾引する旨、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

（準用規定）

第百四條　身体の検査のためにする被告人以外の者に対する勾引については、第七十二條から第七十六條までの規定を準用する。

（検証の立会）

第百五條　検証をするときは、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

第十一章　証人尋問

（尋問事項書・法第三百四條等）

第百六條　証人の尋問を請求した者は、速やかに裁判官の尋問の参考に供するため、証人の尋問事項又は証人が証言すべき事項を記載した書面を差し出さなければならない。但し、公判期日において訴訟関係人にまず証人を尋問させる場合は、この限りでない。

2　前項の書面に記載すべき事項は、証人の証言により立証しようとする事項のすべてにわたらなければならない。

3　公判期日外において証人の尋問をする場合を除いて、裁判長は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の書面を差し出さないことを許すことができる。

4　公判期日外において証人の尋問をする場合には、速やかに相手方及びその弁護人の数に應ずる第一項の書面の謄本を裁判所に差し出さなければならない。

（請求の却下）

第百七條　前條の規定に違反してされた証人尋問の請求は、これを却下することができる。

（尋問事項の告知等・法第百五十八條）

第百八條　裁判所は、公判期日外において検察官、被告人又は弁護人の請求にかかる証人を尋問する場合には、第百六條第一項の書面を参考として尋問すべき事項を定め、相手方及びその弁護人に知らせなければならない。

2　相手方又はその弁護人は、書面で、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

（職権による公判期日外の尋問・法第百五十八條）

第百九條　裁判所は、職権で公判期日外において証人を尋問する場合には、あらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に尋問事項を知らせなければならない。

2　検察官、被告人又は弁護人は、書面で、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

（召喚状、勾引状の記載要件・法第百五十三條等）

第百十條　証人に対する召喚状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは過料又は刑罰に処せられ且つ勾引状を発することがある旨を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

2　証人に対する勾引状には、その氏名及び住居、被告人の氏名、罪名、引致すべき場所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

（召喚の猶予期間）

第百十一條　証人に対する召喚状の送達と出頭との間には、少くとも二十四時間の猶予を置かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

（準用規定）

第百十二條　証人の勾引については、第七十二條から第七十六條までの規定を準用する。

（尋問上の注意、在廷証人）

第百十三條　召喚により出頭した証人は、速やかにこれを尋問しなければならない。

2　証人が裁判所の構内にいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

（尋問の立会）

第百十四條　証人を尋問するときは、裁判所書記を立ち会わせなければならない。

（人定尋問）

第百十五條　証人に対しては、まず、その人違でないかどうかを取り調べなければならない。

（宣誓の趣旨の説明等・法第百五十五條）

第百十六條　証人が宣誓の趣旨を理解することができる者であるかどうかについて疑があるときは、宣誓前に、この点について尋問し、且つ、必要と認めるときは、宣誓の趣旨を説明しなければならない。

（宣誓の時期・法第百五十四條）

第百十七條　宣誓は、尋問前に、これをさせなければならない。

（宣誓の方式・法第百五十四條）

第百十八條　宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

2　宣誓書には、良心に従つて、眞実を述べ何事も隠さず、又何事も附け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

3　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、且つこれに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

4　宣誓は、起立して厳粛にこれを行わなければならない。

（個別宣誓・法第百五十四條）

第百十九條　証人の宣誓は、各別にこれをさせなければならない。

（偽証の警告・法第百五十四條）

第百二十條　宣誓をさせた証人には、尋問前に、偽証の罰を告げなければならない。

（証言拒絶権の告知・法第百四十六條等）

第百二十一條　証人に対しては、尋問前に、自己又は法第百四十七條に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

2　法第百四十九條に規定する者に対しては、必要と認めるときは、同條の規定により証言を拒むことができる旨を告げなければならない。

（証言の拒絶・法第百四十六條等）

第百二十二條　証言を拒む者は、これを拒む事由を示さなければならない。

2　証言を拒む者がこれを拒む事由を示さないときは、過料その他の制裁を受けることがある旨を告げて、証言を命じなければならない。

（個別尋問）

第百二十三條　証人は、各別にこれを尋問しなければならない。

2　後に尋問すべき証人が在廷するときは、退廷を命じなければならない。

（対質）

第百二十四條　必要があるときは、証人と他の証人又は被告人と対質させることができる。

（書面による尋問）

第百二十五條　証人が耳が聞えないときは、書面で問い、口がきけないときは、書面で答えさせることができる。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等・法第百五十九條）

第百二十六條　裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が公判期日外における証人尋問に立ち会わなかつた場合において証人尋問調書が整理されたとき、又はその送付を受けたときは、速やかにその旨を立ち会わなかつた者に通知しなければならない。

2　被告人は、前項の尋問調書を閲覧することができる。

3　被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、第一項の尋問調書の朗読を求めることができる。

4　前二項の場合には、第五十條の規定を準用する。

（受命、受託裁判官の尋問・法第百六十三條）

第百二十七條　受命裁判官又は受託裁判官が証人を尋問する場合においても、第百六條第一項、第二項及び第四項、第百七條から第百九條まで並びに前條の手続は、裁判所がこれをしなければならない。

第十二章　鑑定

（宣誓・法第百六十六條）

第百二十八條　鑑定人の宣誓は、鑑定をする前に、これをさせなければならない。

2　宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

3　宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定の報告）

第百二十九條　鑑定の経過及び結果は、鑑定人に鑑定書により又は口頭でこれを報告させなければならない。

2　鑑定人が数人あるときは、共同して報告をさせることができる。

3　鑑定の経過及び結果を鑑定書により報告させる場合には、鑑定人に対し、鑑定書に記載した事項に関し公判期日において尋問を受けることがある旨を告げなければならない。

（裁判所外の鑑定）

第百三十條　裁判所は、必要がある場合には、裁判所外で鑑定をさせることができる。

2　前項の場合には、鑑定に関する物を鑑定人に交付することができる。

（鑑定留置・法第百六十七條）

第百三十一條　鑑定のためにする被告人の留置については、勾留に関する規定を準用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

（準用規定）

第百三十二條　鑑定人が死体を解剖し、又は墳墓を発掘する場合には、第百一條の規定を準用する。

（鑑定許可状の記載要件・法第百六十八條）

第百三十三條　法第百六十八條の許可状には、有効期間及びその期間経過

第6565号　物価号外

第6565号 物価号外

後は許可された処分に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日をも記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。
2 鑑定人のすべき身体の検査に関し条件を附した場合には、これを前項の許可状に記載しなければならない。

（鑑定のための閲覧等）
第百三十四条　鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判長の許可を受けて、書類及び証拠物を閲覧し、若しくは謄写し、又は被告人に対し質問する場合若しくは証人を尋問する場合にこれに立ち会うことができる。
2 鑑定人は、被告人に対する質問若しくは証人の尋問を求め、又は裁判長の許可を受けてこれらの者に対し直接に問を発することができる。

（準用規定）
第百三十五条　鑑定については、勾引に関する規定を除いて、前章の規定を準用する。

第十三章　通訳及び飜訳

（準用規定）
第百三十六条　通訳及び飜訳については、前章の規定を準用する。

第十四章　証拠保全

（処分をすべき裁判官・法第百七十九条）
第百三十七条　証拠保全の請求は、次に掲げる地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。
一　押収については、押収すべき物の所在地
二　捜索又は検証については、捜索又は検証すべき場所、身体又は物の所在地
三　証人の尋問については、証人の現在地
四　鑑定については、鑑定の対象の所在地又は現在地
2 鑑定の処分の請求をする場合において前項第四号の規定によることができないときは、その処分をするのに最も便宜であると思料する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその請求をすることができる。

（請求の方式・法第百七十九条）
第百三十八条　証拠保全の請求は、書面でこれをしなければならない。
2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　事件の概要
二　証明すべき事実
三　証拠及びその保全の方法
四　証拠保全を必要とする事由
3 証拠保全を必要とする事由は、これを疎明しなければならない。

第二編　第一審

第一章　捜査

（令状請求の方式）
第百三十九条　令状の請求は、書面でこれをしなければならない。
2 逮捕状の請求書には、謄本一通を添附しなければならない。

（令状請求の却下）
第百四十条　裁判官が令状の請求を却下するには、請求書にその旨を記載し、記名押印してこれを請求者に交付すれば足りる。

（令状請求書の返還）
第百四十一条　裁判官は、令状を発し、又は令状の請求を却下したときは、前条の場合を除いて、速やかに令状の請求書を請求者に返還しなければならない。

（逮捕状請求書の記載要件）
第百四十二条　逮捕状の請求書には、次に掲げる事項その他逮捕状に記載することを要する事項及び逮捕状発付の要件たる事項を記載しなければならない。
一　被疑者の氏名、年齢、職業及び住居
二　罪名及び被疑事実の要旨
三　請求者の官公職氏名
四　七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
五　逮捕状を数通必要とするときは、その旨及び事由
六　同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨及びその犯罪事実
2 被疑者の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項でこれを指定しなければならない。
3 被疑者の年齢、職業又は住居が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

（資料の提供）
第百四十三条　逮捕状を請求するには、逮捕状発付の要件が存在することを認めるべき資料を提供しなければならない。

（逮捕状の記載要件）
第百四十四条　逮捕状には、請求者の官公職氏名をも記載しなければならない。

（逮捕状の作成）
第百四十五条　逮捕状は、逮捕状請求書及びその記載を利用してこれを作ることができる。

（数通の逮捕状）
第百四十六条　逮捕状は、請求により、数通を発することができる。

（勾留請求書の記載要件・法第二百四条等）
第百四十七条　被疑者の勾留の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　被疑者の氏名、年齢、職業及び住居
二　罪名、被疑事実の要旨及び被疑者が現行犯人として逮捕された者であるときは、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
三　法第六十条第一項各号に定める事由
四　検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、その事由
2 被疑者の年齢、職業若しくは住居、罪名又は被疑事実の要旨の記載については、これらの事項が逮捕状請求書の記載と同一であるときは、その旨を前項の請求書に記載すれば足りる。
3 第一項の場合には、第百四十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

（資料の提供・法第二百四条等）
第百四十八条　被疑者の勾留を請求するには、次に掲げる資料を提供しなければならない。
一　その逮捕が逮捕状によるときは、逮捕状請求書並びに逮捕の年月日時及び場所、引致の年月日時、送致する手続をした年月日時及び送致を受けた年月日時が記載されそれぞれその記載についての記名押印のある逮捕状
二　その逮捕が現行犯逮捕であるときは、前号に規定する事項を記載した調書その他の書類
三　法に定める勾留の理由が存在することを認めるべき資料
2 検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかつたときは、これを認めるべき資料をも提供しなければならない。

（勾留状の記載要件・法第二百七条等）
第百四十九条　被疑者に対して発する勾留状には、勾留の請求の年月日をも記載しなければならない。

（書類の送付）
第百五十条　裁判官は、被疑者を勾留したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

（期間の延長の請求・法第二百八条）
第百五十一条　法第二百八条第一項の期間の延長の請求は、書面でこれをしなければならない。
2 前項の書面には、やむを得ない事由及び延長を求める期間を記載しなければならない。

（資料の提供等・法第二百八条）
第百五十二条　前条第一項の請求をするには、勾留状を差し出し、且つやむを得ない事由があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（期間の延長の裁判・法第二百八条）
第百五十三条　裁判官は、第百五十一条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、勾留状に延長する期間及び理由を記載して記名押印し、且つ裁判所書記をしてこれを検察官に交付させなければならない。
2 前項の延長の裁判は、同項の交付をすることによつてその効力を生ずる。
3 裁判所書記は、勾留状を検察官に交付する場合には、勾留状に交付の年月日を記載して記名押印しなければならない。
4 検察官は、勾留状の交付を受けたときは、直ちに監獄官吏をしてこれを被疑者に示さなければならない。
5 第百五十一条第一項の請求については、第百四十条及び第百四十一条の規定を準用する。

（謄本交付の請求・法第二百八条）
第百五十四条　前条第一項の裁判があつたときは、被疑者は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の交付を請求することができる。

（差押等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条）
第百五十五条　差押、捜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　差し押えるべき物又は捜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物
二　請求者の官公職氏名
三　被疑者又は被告人の氏名（被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称）
四　罪名及び犯罪事実の要旨
五　七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
六　日出前又は日没後に差押、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由
2 身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項の外、法第二百十八条第三項に規定する事項を記載しなければならない。
3 被疑者又は被告人の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

（資料の提供・法第二百十八条等）
第百五十六条　前条第一項の請求をするには、被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料を提供しなければならない。
2 郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するもの（被疑者若しくは被告人から発し、又は被疑者若しくは被告人に対して発したものを除く。）の差押のための令状を請求するには、その物が被疑事件又は被告事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。
3 被疑者又は被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所についての捜索のための令状を請求するには、差し押えるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（身体検査令状の記載要件・法第二百十九条）
第百五十七条　身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（処罰等の請求・法第二百二十二条）
第百五十八条　法第二百二十二条第七項の規定により身体の検査を拒んだ者を過料に処し又はこれに賠償を命ずべき旨の請求は、請求者の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にこれをしなければならない。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第二百二十五条）
第百五十九条　法第二百二十五条第一項の許可の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　請求者の官公職氏名
二　被疑者又は被告人の氏名（被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称）
三　罪名及び犯罪事実の要旨
四　鑑定人の氏名及び職業
五　鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
六　許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
2 前項の場合には、第百五十五条第三項の規定を準用する。

（証人尋問請求書の記載要件・法第二百二十六条等）
第百六十条　法第二百二十六条又は第二百二十七条の証人尋問の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でこれをしなければならない。
一　証人の氏名、年齢、職業及び住居
二　被疑者又は被告人の氏名（被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称）
三　罪名及び犯罪事実の要旨
四　証明すべき事実
五　尋問事項又は証人が証言すべき事項
六　法第二百二十六条又は第二百二十七条に規定する事由
2 前項の場合には、第百五十五条第三項の規定を準用する。

（資料の提供・法第二百二十六条）
第百六十一条　法第二百二十六条の証人尋問を請求するには、同条に規定する事由があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（証人尋問の立会・法第二百二十八条）
第百六十二条　法第二百二十六条又は第二百二十七条の証人尋問の請求を受けた裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人をその尋問に立ち会わせることができる。

（書類の送付・法第二百二十六条等）
第百六十三条　裁判官は、法第二百二十六条又は第二百二十七条の請求により証人を尋問したときは、速やかにこれに関する書類を検察官に送付しなければならない。

第二章　公訴

（起訴状の記載要件・法第二百五十六条）
第百六十四条　起訴状には、法第二百五十六条に規定する事項の外、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　被告人の年齢、職業、住居及び本籍。但し、被告人が法人であるときは、事務所並びに代表者又は管理人の氏名及び住居
二　被告人が逮捕又は勾留されているときは、その旨
2 前項第一号に掲げる事項が明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

（起訴状の謄本等の差出・法第二百七十一条等）
第百六十五条　検察官は、公訴の提起と同時に被告人の数に応ずる起訴状の謄本を裁判所に差し出さなければならない。但し、やむを得ない事情があるときは、公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければならない。
2 検察官は、公訴の提起と同時に、検察官又は司法警察員に差し出された弁護人選任書を裁判所に差し出さなければならない。同時に差し出すことができないときは、起訴状にその旨を記載し、且つ公訴の提起後、速やかにこれを差し出さなければならない。

（証明資料の差出・法第二百五十五条）
第百六十六条　公訴を提起するについて、犯人が国外にいたこと又は犯人が逃げ隠れていたため有効に起訴状の謄本の送達ができなかつたことを証明する必要があるときは、検察官は、公訴の提起後、速やかにこれを証明すべき資料を裁判所に差し出さなければならない。但し、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を差し出してはならない。

（逮捕状、勾留状の差出・法第二百八十条）
第百六十七条　検察官は、逮捕又は勾留されている被告人について公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に逮捕状又は逮捕状及び勾留状を差し出さなければならない。
2 裁判官は、第百八十七条の規定により他の裁判所の裁判官が勾留に関する処分をすべき場合には、直ちに前項の逮捕状及び勾留状をその裁判官に送付しなければならない。
3 裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに逮捕状、勾留状及び勾留に関する処分の書類を裁判所に送付しなければならない。

（公訴取消の方式・法第二百五十七条）
第百六十八条　公訴の取消は、理由を記載した書面でこれをしなければならない。

（審判請求書の記載要件・法第二百六十二条）
第百六十九条　法第二百六十二条の請求書には、裁判所の審判に付せられるべき事件の犯罪事実及び証拠を記載しなければならない。

（請求の取下の方式・法第二百六十三条）
第百七十条　法第二百六十二条の請求の取下は、書面でこれをしなければならない。

（書類等の送付）
第百七十一条　検察官は、法第二百六十二条の請求を理由がないものと認めるときは、請求書を受け取つた日から七日以内に意見書を添えて書類及び証拠物とともにこれを同条に規定する裁判所に送付しなければならない。意見書には、公訴を提起しない理由を記載しなければならない。

（請求等の通知）
第百七十二条　前条の送付があつたときは、裁判所書記は、速やかに法第二百六十二条の請求があつた旨を被疑者に通知しなければならない。
2 法第二百六十二条の請求の取下があつたときは、裁判所書記は、速やかにこれを検察官及び被疑者に通知しなければならない。

（被疑者の取調・法第二百六十五条）
第百七十三条　法第二百六十二条の請求を受けた裁判所は、被疑者の取調をするときは、裁判所書記を立ち会わせなければならない。
2 前項の場合には、調書を作り、裁判長が、裁判所書記とともに署名押印しなければならない。
3 前項の調書については、第三十八条第二項第三号前段、第三項、第四項及び第六項の規定を準用する。

（審判に付する決定・法第二百六十六条）
第百七十四条　法第二百六十六条第二号の決定をするには、裁判書に起訴状に記載すべき事項を記載しなければならない。
2 前項の決定の謄本は、検察官及び被疑者にもこれを送達しなければならない。

（審判に付する決定後の処分・法第二百六十七条）
第百七十五条　裁判所は、法第二百六十六条第二号の決定をした場合には、速やかに次に掲げる処分をしなければならない。
一　事件をその裁判所の審判に付したときは、裁判書を除いて、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。
二　事件を他の裁判所の審判に付したときは、裁判書をその裁判所に、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する。

第三章　公判

第一節　公判準備及び公判手続

（起訴状の謄本の送達等・法第二百七十一条）
第百七十六条　裁判所は、起訴状の謄本を受け取つたときは、直ちにこれを被告人に送達しなければならない。
2 裁判所は、起訴状の謄本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴状の謄本が送達されなかつたため公訴の提起が効力を失つたときも、同様である。

（弁護人選任に関する通知・法第二百七十二条等）
第百七十七条　裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨の外、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件については、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

（弁護人のない事件の処置・法第二百八十九条等）
第百七十八条　裁判所は、公訴の提起があつた場合において被告人に弁護人がないときは、遅滞なく、被告人に対し、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件については、弁護人を選任するかどうかを、その他の事件については、法第三十六条の規定による弁護人の選任を請求するかどうかを確めなければならない。

（第一回の公判期日・法第二百七十五条）
第百七十九条　被告人に対する第一回の公判期日の召喚状の送達は、起訴状の謄本を送達する前には、これをすることができない。
2 第一回の公判期日と被告人に対する召喚状の送達との間には、少くとも五日の猶予期間を置かなければならない。但し、簡易裁判所においては、三日の猶予期間を置けば足りる。
3 被告人に異議がないときは、前項の猶予期間を置かないことができる。

方式に違反しているときは、これを
受理してはならない。
2　裁判所は、前條の診断書が同條に
定める方式に違反していない場合に
おいても、その内容が疑わしいと認
めるときは、診断書を作成した医師
に対し診断書の内容に関しての証人
尋問し、又は他の適格性のある公
平な医師に対し被告人の病状につい
ての鑑定を命ずる等適当な措置を講
じなければならない。
（不当な診断書・法第一二百七十八條）
第百八十五條　裁判所は、医師が第百
八十三條の規定による診断書を作成
するについて、故意に、虚偽の記載
をし、同條に定める方式に違反し、
又は内容を不明瞭なものとしその他
相当でない行為があつたものと認め
るときは、厚生大臣若しくは医師を
以て組織する団体がその医師に対し
適当と認める処置をとることができ
るようにするためにその旨をこれら
の者に通知し、又は法令によつて認
められている他の適当な処置をとる
ことができる。
（通用規定）
第百八十六條　公判期日に召喚を受け
た証人その他の者については、前三
條の規定を通用する。
（勾留に関する処分をすべき裁判官・
法第二百八十條）
第百八十七條　公訴の提起があつた後
第一回の公判期日までの勾留に関す
る処分は、公訴の提起を受けた裁判
所の裁判官がこれをしなければなら
ない。但し、事件の審判に関与すべ
き裁判官は、その処分をすることが
できない。
2　前項の規定によるときは同項の処
分をすることができない場合には、
同項の裁判官は、同一の地に在る他
方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に
その処分を請求しなければならな
い。但し、急速を要する場合又は同
一の地にその処分を請求すべき他の
裁判所の裁判官がない場合には、同
項の裁判官は、自らその
処分をすることを妨げない。
3　前項の請求を受けた裁判官は、第
一項の処分をしなければならない。
4　裁判官は、第一項の処分をするに
ついては、検察官の意見を聴くこと
ができる。必要があるときは、これ
らの者に対し、書類その他の物の
提出を命ずることができる。但し、
裁判官は、
事件の審判に関与すべき裁判所の支部
の裁判官の第二項の規定の適用
については、これを当該裁判所と別
個の地方裁判所又は家庭裁判所とみ
なす。
（証拠調の請求の時期・法第二百九十
八條）
第百八十八條　証拠調の請求は、すみ
やかに事実を表示してこれをしなけ
ればならない。
2　前項の規定に違反してされた証拠
調の請求は、これを却下することが
できる。
（証拠決定・法第二百九十八條）
第百八十九條　裁判所は、必要と認め
るときは、職権で、証拠調の決定をすることができる。
2　検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、証拠調の請求をすることができる。
3　裁判所は、前項の請求を却下する決定をするときは、その理由を告げなければならない。
4　第二項の請求をした者は、その請求を却下する決定に対し、三日以内に、その裁判所に異議の申立をすることができる。
5　前項の異議の申立には、裁判の執行停止の効力がない。
6　第四項の異議の申立を棄却する決定に対しては、即時抗告をすることができる。
（証拠調の範囲）
第百九十條　証拠調は、証明すべき事実に必要な範囲に限るものとする。
（証拠調の順序・方法）
第百九十一條　証拠調は、検察官、被告人又は弁護人の請求した証拠から順次にこれを取り調べる。但し、裁判所は、職権で、いつでも証拠調をすることができる。
2　裁判長は、検察官、被告人又は弁護人の意見を聴いて、適当と認めるときは、前項の規定と異なる順序で証拠調をすることができる。
3　裁判長は、検察官、被告人又は弁護人の意見を聴いて、適当と認めるときは、証拠調の範囲を制限することができる。
4　裁判官は、第一項の処分をするについては、検察官の意見を聴くことができる。必要があるときは、これらの者に対し、書類その他の物の提出を命ずることができる。但し、裁判官は、事件の審判に関与すべき裁判所の支部の裁判官の第二項の規定の適用については、これを当該裁判所と別個の地方裁判所又は家庭裁判所とみなす。
5　地方裁判所又は家庭裁判所の支部は、第一項及び第二項の規定については、これを当該裁判所と別個の地方裁判所又は家庭裁判所とみなす。
（証拠調の請求の時期・法第二百九十八條）
第百八十八條　証拠調の請求は、公判期日前にも、これをすることができる。但し、第一回の公判期日前は、この限りでない。
（証拠調の請求の方式・法第二百九十八條）
第百八十八條　証拠調の請求は、すみやかに事実を表示してこれをしなければならない。
2　前項の規定に違反してされた証拠調の請求は、これを却下することができる。
（証拠決定・法第二百九十八條）
第百八十九條　裁判所は、必要と認めるときは、職権で、証拠調の決定をすることができる。
2　検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、証拠調の請求をすることができる。
3　裁判所は、前項の請求を却下する決定をするときは、その理由を告げなければならない。
4　第二項の請求をした者は、その請求を却下する決定に対し、三日以内に、その裁判所に異議の申立をすることができる。
5　前項の異議の申立には、裁判の執行停止の効力がない。
6　第四項の異議の申立を棄却する決定に対しては、即時抗告をすることができる。
（公判手続の更新）
第百九十二條　開廷後被告人の心神喪失により公判手続を停止した場合には、公判手続を更新しなければならない。但し、公判廷においては、口頭でこれをすることができる。この場合には、その申立書を原裁判所に差し出すことができる。
（上訴権回復の理由と同時にすべき上訴の提起）
第百九十三條　上訴権回復の請求をした者は、その請求と同時に、上訴の提起をしなければならない。
（上訴権回復の請求の方式・法第二百九十八條）
第百九十四條　上訴権回復の請求は、すみやかにこれをしなければならない。
2　前項の請求は、原裁判所に対してしなければならない。
（上訴権回復の請求の審判・法第二百九十八條）
第百九十五條　裁判所は、上訴権回復の請求があつたときは、速やかにこれを相手方に通知しなければならない。
2　裁判所は、必要と認めるときは、検察官、被告人又は弁護人の出頭を命じ、又は書面の提出を求めることができる。
3　裁判所は、必要と認めるときは、事件につき、事件の審判に関与すべき裁判所の裁判官に、又は他の適格性のある公平な医師に対し被告人の病状についての鑑定を命ずる等適当な措置を講じなければならない。
（不当な診断書・法第一二百七十八條）
第百八十五條　裁判所は、医師が第百八十三條の規定による診断書を作成するについて、故意に、虚偽の記載をし、同條に定める方式に違反し、又は内容を不明瞭なものとしその他相当でない行為があつたものと認めるときは、厚生大臣若しくは医師を以て組織する団体がその医師に対し適当と認める処置をとることができるようにするためにその旨をこれらの者に通知し、又は法令によつて認められている他の適当な処置をとることができる。
（通用規定）
第百八十六條　公判期日に召喚を受けた証人その他の者については、前三條の規定を通用する。
（勾留に関する処分をすべき裁判官・法第二百八十條）
第百八十七條　公訴の提起があつた後第一回の公判期日までの勾留に関する処分は、公訴の提起を受けた裁判所の裁判官がこれをしなければならない。但し、事件の審判に関与すべき裁判官は、その処分をすることができない。
2　前項の規定によるときは同項の処分をすることができない場合には、同項の裁判官は、同一の地に在る他方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にその処分を請求しなければならない。但し、急速を要する場合又は同一の地にその処分を請求すべき他の裁判所の裁判官がない場合には、同項の裁判官は、自らその処分をすることを妨げない。
3　前項の請求を受けた裁判官は、第一項の処分をしなければならない。
4　裁判官は、第一項の処分をするについては、検察官の意見を聴くことができる。必要があるときは、これらの者に対し、書類その他の物の提出を命ずることができる。但し、裁判官は、事件の審判に関与すべき裁判所の支部の裁判官の第二項の規定の適用については、これを当該裁判所と別個の地方裁判所又は家庭裁判所とみなす。
5　地方裁判所又は家庭裁判所の支部は、第一項及び第二項の規定については、これを当該裁判所と別個の地方裁判所又は家庭裁判所とみなす。
（証拠調の請求の時期・法第二百九十八條）
第百八十八條　証拠調の請求は、公判期日前にも、これをすることができる。但し、第一回の公判期日前は、この限りでない。
（証拠調の請求の方式・法第二百九十八條）
第百八十八條　証拠調の請求は、すみやかに事実を表示してこれをしなければならない。
2　前項の規定に違反してされた証拠調の請求は、これを却下することができる。
（証拠決定・法第二百九十八條）
第百八十九條　裁判所は、必要と認めるときは、職権で、証拠調の決定をすることができる。
2　検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、証拠調の請求をすることができる。
3　裁判所は、前項の請求を却下する決定をするときは、その理由を告げなければならない。
4　第二項の請求をした者は、その請求を却下する決定に対し、三日以内に、その裁判所に異議の申立をすることができる。
5　前項の異議の申立には、裁判の執行停止の効力がない。
6　第四項の異議の申立を棄却する決定に対しては、即時抗告をすることができる。
（公判手続の更新）
第百九十二條　開廷後被告人の心神喪失により公判手続を停止した場合には、公判手続を更新しなければならない。但し、公判廷においては、口頭でこれをすることができる。この場合には、その申立書を原裁判所に差し出すことができる

（補償の請求の方式・法第三百七十一條）
第二百三十一條　法第三百六十八條の費用の補償の請求は、書面でこれをしなければならない。
2　代理人が前項の請求をするには、書面でその権限を証明しなければならない。
（補償の請求の取下・法第三百七十一條）
第二百三十二條　補償の請求は、決定があるまでこれを取り下げることができる。
2　補償の請求の取下は、書面でこれをしなければならない。
（準用規定）
第二百三十三條　補償の請求又はその取下については、第二百二十七條及び第二百二十八條の規定を準用する。
（補償の請求についての決定・法第三百七十一條）
第二百三十四條　補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官の意見を聴いて決定をしなければならない。
2　請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。
3　請求が請求権の消滅後にされたものであるとき、又は理由のないときは、請求を棄却する決定をしなければならない。
4　補償の決定をする場合には、裁判所は、裁判所書記に補償すべき費用の額の計算をさせることができる。

第二章　控訴

（訴訟記録等の送付）
第二百三十五條　控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものである場合を除いては、第一審裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録及び証拠物を控訴裁判所に送付しなければならない。
（控訴趣意書の差出期間・法第三百七十六條）
第二百三十六條　控訴裁判所は、訴訟記録の送付を受けたときは、速やかに控訴趣意書を差し出すべき最終日を指定してこれを控訴申立人に通知しなければならない。控訴申立人に弁護人があるときは、その通知は、弁護人にもこれをしなければならない。
2　前項の通知は、通知書を送達してこれをしなければならない。
3　第一項の最終日は、控訴申立人に対する前項の送達があつた日の翌日から起算して二十一日目以後の日でなければならない。
4　第二項の通知書の送達があつた場合において第一項の最終日の指定が前項の規定に違反しているときは、第一項の規定にかかわらず、控訴申立人に対する送達があつた日の翌日から起算して二十一日目の日を最終日とみなす。
（訴訟記録到達の通知）
第二百三十七條　控訴裁判所は、前條の通知をする場合には、同時に訴訟記録の送付があつた旨を検察官又は被告人で控訴申立人でない者に通知しなければならない。被告人に弁護人があるときは、その通知は、弁護人にもこれをしなければならない。
（期間経過後の控訴趣意書）
第二百三十八條　控訴裁判所は、控訴趣意書を差し出すべき期間経過後に控訴趣意書を受け取つた場合においても、その遅延がやむを得ない事情に基くものと認めるときは、これを期間内に差し出されたものとして審判をすることができる。
（主任弁護人以外の弁護人の控訴趣意書・法第三十四條）
第二百三十九條　控訴趣意書は、主任弁護人以外の弁護人もこれを差し出すことができる。
（控訴趣意書の記載）
第二百四十條　控訴趣意書には、控訴の理由を簡潔に明示しなければならない。
（控訴趣意書の謄本）
第二百四十一條　控訴趣意書には、相手方の数に應ずる謄本を添附しなければならない。
（控訴趣意書の謄本の送達）
第二百四十二條　控訴裁判所は、控訴趣意書を受け取つたときは、速やかにその謄本を相手方に送達しなければならない。
（答弁書）
第二百四十三條　控訴の相手方は、控訴趣意書の謄本の送達を受けた日から七日以内に答弁書を控訴裁判所に差し出すことができる。
2　検察官が相手方であるときは、重要と認める控訴の理由について答弁書を差し出さなければならない。
3　答弁書には、相手方の数に應ずる謄本を添附しなければならない。
4　控訴裁判所は、答弁書を受け取つたときは、速やかにその謄本を控訴申立人に送達しなければならない。
（被告人の移監）
第二百四十四條　被告人が監獄にいる場合において公判期日を指定すべきときは、控訴裁判所は、その旨を対應する検察廳の検察官に通知しなければならない。
2　検察官は、前項の通知を受けたときは、速やかに被告人を控訴裁判所の所在地の監獄に移さなければならない。
3　被告人が控訴裁判所の所在地の監獄に移されたときは、検察官は、速やかに被告人の移された監獄を控訴裁判所に通知しなければならない。
（受命裁判官の報告書）
第二百四十五條　裁判長は、合議体の構成員に控訴申立書、控訴趣意書及び答弁書を検閲して報告書を作らせることができる。
2　公判期日には、受命裁判官は、弁論前に、報告書を朗読しなければならない。
（判決書の記載）
第二百四十六條　判決書には、控訴の趣意及び重要な答弁について、その要旨を記載しなければならない。
（最高裁判所への移送・法第四百六條）
第二百四十七條　控訴裁判所は、憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があることのみを理由として控訴の申立をした事件について、相当と認めるときは、訴訟関係人の意見を聴いて、決定でこれを最高裁判所に移送することができる。
（移送の許可の申請・法第四百六條）
第二百四十八條　前條の決定は、最高裁判所の許可を受けてこれをしなければならない。
2　前項の許可は、書面でこれを求めなければならない。
3　前項の書面には、原判決の謄本及び控訴趣意書の謄本を添附しなければならない。
（移送の決定の効力・法第四百六條）
第二百四十九條　第二百四十七條の決定があつたときは、控訴の申立があつた時に控訴趣意書に記載された理由による上告の申立があつたものとみなす。
（準用規定）
第二百五十條　控訴の審判については、特別の定のある場合を除いては、第二編中公判に関する規定を準用する。

第三章　上告

（訴訟記録の送付）
第二百五十一條　上告の申立が明らかに上告権の消滅後にされたものである場合を除いては、原裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録を上告裁判所に送付しなければならない。
（上告趣意書の差出期間・法第四百十四條等）
第二百五十二條　上告趣意書を差し出すべき最終日は、その指定の通知書が上告申立人に送達された日の翌日から起算して二十八日目以後の日でなければならない。
2　前項の規定による最終日の通知書の送達があつた場合においてその指定が同項の規定に違反しているときは、その送達があつた日の翌日から起算して二十八日目の日を最終日とみなす。
（判例の摘示）
第二百五十三條　判例と相反する判断をしたことを理由として上告の申立をした場合には、上告趣意書にその判例を具体的に示さなければならない。
（跳躍上告・法第四百六條）
第二百五十四條　地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に違反するものとした判断又は地方公共團体の條例若しくは規則が法律に違反するものとした判断が不当であることを理由として、最高裁判所に上告をすることができる。
2　検察官は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対し、その判決において地方公共團体の條例又は規則が憲法又は法律に適合するものとした判断が不当であることを理由として、最高裁判所に上告をすることができる。
（跳躍上告と控訴・法第四百六條）
第二百五十五條　前條の上告は、控訴の申立があつたときは、その効力を失う。但し、控訴の取下又は控訴棄却の裁判があつたときは、この限りでない。
（違憲判断事件の優先審判）
第二百五十六條　最高裁判所は、原判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に違反するものとした判断が不当であることを上告の理由とする事件については、原裁判において同種の判断をしていない他のすべての事件に優先して、これを審判しなければならない。
（上告審としての事件受理の申立・法第四百六條）
第二百五十七條　高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、その事件が法令（裁判所の規則を含む。）の解釈に関する重要な事項を含むものと認めるときは、上訴権者は、その判決に対する上告の提起期間内に限り、最高裁判所に上告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。但し、法第四百五條に規定する事由をその理由とすることはできない。
（申立の方式・法第四百六條）
第二百五十八條　前條の申立をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。
2　申立書には、申立の理由を簡潔に明示し、且つこれに相手方の数に應ずる謄本及び原判決の謄本を添附しなければならない。但し、原判決の謄本は、原判決の要旨を記載した書面に裁判長又は他の裁判官の一人がその記載が相違ないことを証明する旨を記載して署名押印したものを以てこれに代えることができる。
（原裁判所の棄却決定・法第四百六條）
第二百五十九條　第二百五十七條の申立が明らかに申立権の消滅後にされたものであるときは、原裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

（申立書の送付等・法第四百六條）
第二百六十條　原裁判所は、第二百五十八條の申立書及び添附書類を受け取つたときは、前條の場合を除いて、速やかにこれを最高裁判所に送付しなければならない。
2　最高裁判所は、前項の送付を受けたときは、速やかにその年月日を検察官に通知しなければならない。
（事件受理の決定・法第四百六條）
第二百六十一條　最高裁判所は、自ら上告審として事件を受理するのを相当と認めるときは、前條の送付を受けた日から十四日以内にその旨の決定をしなければならない。この場合において申立の理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。
2　最高裁判所は、前項の決定をしたときは、同項の期間内にこれを検察官に通知しなければならない。
（事件受理の決定の通知・法第四百六條）
第二百六十二條　最高裁判所は、前條第一項の決定をしたときは、速やかにその旨を原裁判所に通知しなければならない。
（事件受理の決定の効力等・法第四百六條）
第二百六十三條　第二百六十一條第一項の決定があつたときは、第二百五十八條の申立書は、これを申立の理由（第二百六十一條第一項後段の規定により排除された理由を除く。）を上告の理由とする上告趣意書とみなす。
2　第二百六十一條第一項後段の場合においては、前項の申立書の謄本を相手方に送達するときは、同時にその決定の謄本をも送達しなければならない。
（申立の効力・法第四百六條）
第二百六十四條　第二百五十七條の申立は、原判決の確定を妨げる効力を有する。但し、申立を棄却する決定があつたとき、又は第二百六十一條第一項の決定がされないで同項の期間が経過したときは、この限りでない。
（被告人の移監・法第四百九條）
第二百六十五條　上告審においては、公判期日を指定すべき場合においても、被告人の移監は、これを必要としない。
（準用規定）
第二百六十六條　上告の審判については、特別の定のある場合を除いては、前章の規定を準用する。
（判決訂正申立等の方式・法第四百十五條）
第二百六十七條　判決を訂正する申立は、書面でこれをしなければならない。
2　前項の書面には、申立の理由を簡潔に明示しなければならない。
3　判決訂正の申立期間延長の申立については、前二項の規定を準用する。
（判決訂正申立の通知・法第四百十五條）
第二百六十八條　前條第一項の申立があつたときは、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
（却下決定の送達・法第四百十五條）
第二百六十九條　判決訂正の申立期間延長の申立を却下する決定は、これを送達することを要しない。
（判決訂正申立についての裁判・法第四百十六條等）
第二百七十條　判決訂正の申立についての裁判は、原判決をした裁判所を構成した裁判官全員で構成される裁判所がこれをしなければならない。但し、その裁判官が死亡した場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
2　前項但書の場合にも、原判決をするについて反対意見を表示した裁判官が多数となるように構成された裁判所においては、同項の裁判をすることができない。

第四章　抗告

（訴訟記録等の送付）
第二百七十一條　原裁判所は、必要と認めるときは、訴訟記録及び証拠物を抗告裁判所に送付しなければならない。
2　抗告裁判所は、訴訟記録及び証拠物の送付を求めることができる。
（抗告裁判所の決定の通知）
第二百七十二條　抗告裁判所の決定は、これを原裁判所に通知しなければならない。
（準用規定）
第二百七十三條　法第四百二十九條及び第四百三十條の請求があつた場合には、前二條の規定を準用する。
（特別抗告申立書の記載・法第四百三十三條）
第二百七十四條　法第四百三十三條の抗告の申立書には、抗告の趣旨を簡潔に記載しなければならない。
（特別抗告についての調査の範囲・法第四百三十三條）
第二百七十五條　最高裁判所は、法第四百三十三條の抗告については、申立書に記載された抗告の趣意についてのみ調査をするものとする。但し、法第四百五條に規定する事由については、職権で調査をすることができる。
（準用規定）
第二百七十六條　法第四百三十三條の抗告の申立があつた場合には、第二百五十六條、第二百七十一條及び第二百七十二條の規定を準用する。

第四編　少年事件の特別手続

（審理の方針）
第二百七十七條　少年事件の審理については、懇切を旨とし、且つ事案の眞相を明らかにするため、家庭裁判所の取り調べた証拠は、つとめてこれを取り調べるようにしなければならない。
（少年観護所への送致令状の記載要件・少年法第四十四條）
第二百七十八條　少年法第四十四條第二項の規定により発する令状には、少年の氏名、年齢及び住居、罪名、被疑事実の要旨、法第六十條第一項各号に定める事由、収容すべき少年観護所、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに請求及び発付の年月日を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。
2　前項の令状の執行は、法及びこの規則中勾留状の執行に関する規定に準じてこれをしなければならない。
（國選弁護人・法第三十七條等）
第二百七十九條　少年の被告人に弁護人がないときは、裁判所は、なるべく、職権で弁護人を附さなければならない。
（少年保護司の観護に付する決定の効力・少年法第四十五條）
第二百八十條　少年法第十七條第一項第一号の措置は、事件を終局させる裁判の確定によりその効力を失う。
（勾留に代わる措置の請求・少年法第四十三條）
第二百八十一條　少年事件において、検察官が裁判官に対し勾留の請求に代え少年法第十七條第一項の措置を請求する場合には、第百四十七條から第百五十條までの規定を準用する。
（準用規定）
第二百八十二條　被告人が少年観護所に収容又は拘禁されている場合には、この規則中監獄に関する規定を準用する。

第五編　再審

（請求の手続）
第二百八十三條　再審の請求をするには、その趣意書に原判決の謄本、証拠書類及び証拠物を添えてこれを管轄裁判所に差し出さなければならない。
（準用規定）
第二百八十四條　再審の請求又はその取下については、第二百二十四條、第二百二十七條、第二百二十八條及び第二百三十條の規定を準用する。
（請求の競合）
第二百八十五條　第一審の確定判決と控訴を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、控訴裁判所は、決定で第一審裁判所の訴訟手続が終了するに至るまで、訴訟手続を停止しなければならない。
2　第一審又は第二審の確定判決と上告を棄却した確定判決とに対して再審の請求があつたときは、上告裁判所は、決定で第一審裁判所又は控訴裁判所の訴訟手続が終了するに至るまで、訴訟手続を停止しなければならない。
（意見の聴取）
第二百八十六條　再審の請求について決定をする場合には、請求をした者及びその相手方の意見を聴かなければならない。有罪の言渡を受けた者の法定代理人又は保佐人が請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者の意見をも聴かなければならない。

第六編　略式手続

（異議、請求の時期・法第四百六十一條）
第二百八十七條　略式手続によることについての異議は、検察官に対し、略式命令の請求をすることを告げられた日から七日以内にこれをしなければならない。
2　略式命令の請求は、前項の期間を経過した後でなければこれをすることができない。
（検察官の保証書・法第四百六十二條）
第二百八十八條　略式命令の請求書には、被疑者に対し略式命令の請求をする旨及び七日以内に異議の申立ができる旨を告げたこと並びにその期間内に被疑者から異議の申立がなかつたことを証明する検察官の保証書を添附しなければならない。
（書類等の差出）
第二百八十九條　検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならない。
（略式命令の時期等）
第二百九十條　略式命令は、遅くともその請求のあつた日から十四日以内にこれを発しなければならない。
2　裁判所は、略式命令の謄本の送達ができなかつたときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。
（略式命令拒否の通知・法第四百六十三條）
第二百九十一條　裁判所は、事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、直ちにその旨を検察官に通知しなければならない。
（起訴状の謄本の差出、送達）
第二百九十二條　検察官は、前條の通知又は正式裁判の請求があつた旨の通知を受けたときは、速やかに被告人の数に應ずる起訴状の謄本を裁判所に差し出さなければならない。
2　裁判所は、前項の謄本を受け取つたときは、遅滞なくこれを被告人に送達しなければならない。

第6565号　物価号外

第 6565 号 物価号外

昭和二十三年（ヘ）第九五五号
東京都世田ヶ谷区三軒茶屋町一九六番地
申立人　横島常三郎
右代理人弁護士　平山　國弘
別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十四年六月九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十三年十月二十三日
東京簡易裁判所

（別紙）　小切手目録
一、横線小切手一枚
一額面　金十二万六千六百円也
一振出人　有限責任協和信用組合
一振出年月日　昭和二十三年八月七日
一支払銀行　株式会社三菱銀行亀戸支店
一最後の所持人　東京都世田ヶ谷区三軒茶屋町百九十六番地横島常三郎

昭和二十三年（ヘ）第九三七号
横須賀市逗子櫻山廠地七三七番地
申立人　加藤治三郎
右申立代理人弁護士　三田高三郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十四年六月九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出と同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十三年十月二十三日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　録
一豊年製油株式会社株式一百株券一枚
但し
記号番号　丁い六六三号
名義人　加藤治三郎
払込金額　一株に付金五十円払込済

昭和二十三年（ヘ）第九四三号
名古屋市西区松西町二丁目百三十八番地
申立人　長谷川美や雄
右申立人代理人弁護士　梶原　止
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十四年六月九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十三年十月二十三日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　録
日本油脂株式会社発行株券
一株券記号番号　ろ丙第一二〇三七号、ろ丙第五四九四号、ろ丙第三五〇一号、ろ丙第五四九五号、ろ丙第九四八四号各十株券計五枚
一株券額面　金五百円也
一一株の金額　金五十円也
一一株の払込金額　金二十五円也
一発行年月日　昭和十三年四月一日
一発行者　日本油脂株式会社
一最終株主　長谷川美や雄

昭和二十三年（ヘ）第八九二号
横浜市神奈川区新子安一一〇番地
申立人　增村尚武
右申立代理人弁護士　大原　信一
同　田中　正司
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十四年六月九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十三年十月二十六日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　録
株券石川島重工業株式会社株式五十株券四枚（旧商号株式会社東京石川島造船所）外に株式名義変更のための大谷米太郎の白紙委任状一通
一記番号　ほ丙第一九五六号、第二〇一九号、第一九八一号、第一九八二号
一額面　二千五百円
一一株の金額　五十円全額払込済
一株主の名義人　大谷米太郎
一最終所持人　增村尚武
一発行年月日　昭和十四年九月一日
株券昭和農産化工株式会社株式五十株券一枚、十株券五枚外に株式名義変更のための森本又吉の白紙委任状
一記番号　五十株券ロ第八四六号、十株券自イ第九二九号至イ第九三三号
一額面　金二千五百円五十株券、金五百円十株券
一一株の金額　五十円全額払込済
一株主の名義人　森本又吉
一最終所持人　增村尚武
一発行年月日　昭和十七年三月二十日

昭和二十三年（ヘ）第七〇五号
東京都千代田区神田錦町三丁目二十四番地
申立人　株式会社大修館書店
右取締役社長　鈴木　一平
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十四年六月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十三年十月二十六日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　録
一中等学校教科書株式会社株式十株券十九枚
記号番号　自乙第四四二号至乙第四六〇号
額面　金五百円也
一株に付払込金　金五十円也
最終名義人　株式会社大修館書店
最終所持人　同人
発行日　昭和十七年八月八日
発行者　中等学校教科書株式会社

昭和二十三年（ヘ）第七八五号
東京都中央区日本橋江戸橋一丁目十五番地
申立人　岩岡　一亮
右代理人　大野　重藏
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十四年六月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十三年十月二十六日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　録
日立製作所株式会社株式一百株
但し一百株券一枚
一株券額面　金五千円也
一一株の払込額　金五十円也
一記号番号　ゐ第二二一号
一発行日　昭和十四年三月十日
一最終株主　宮本政信
車輪工業株式会社株式一百株
但し一百株券一枚
一株券額面　金五千円也
一一株の払込額　金五十円也
一記号番号　い第一〇七号
一最終株主　千田敬
日新（旧称住友）化学工業株式会社株式一百株
但し一百株券一枚
一株券額面　金五千円也
一一株の払込額　金五十円也
一記号番号　新ろ第一五二号
一発行者　住友化学工業株式会社取締役会長小倉正恒
一発行日　昭和九年四月一日
一最終株主　德大寺實厚

昭和二十三年（ヘ）第九五二号
愛知縣知多郡富貴村大字富貴字郷南五十八番地　申立人　森田　作治
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十四年六月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。
昭和二十三年十月二十六日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　録
種類　東亞合成化学工業株式会社
株数　五十三枚
額面　五十円
払込金額　全額払込
発行年月日　昭和十七年七月一日
記号番号枚数　い二〇四〇、一枚、い自一九三五七至一九三五九号三枚、い自二〇九七二至二〇九七五号三枚、い一九九四二号一枚、い一九三四号一枚、い自一九九〇至一九九三号四枚、い一九九〇号一枚、い自七三七七至七三七九号三枚、い五一七六号一枚、い五一七七号一枚、い五九九七号一枚、い五九九八号一枚、い一四六四五号一枚、い自一八七二至一八七三号二枚、い七五九三号一枚、い二〇四〇一号一枚、い七五九二号一枚、い五八六九号一枚、い自一三九八六至一三九八九号四枚、い一六四六三号一枚、い一五九二〇、一八九四八号二枚、い一九三三二、一九三三三号二枚、い自二八六〇至二八六二号三枚、い三六五〇、三六五一号二枚、い四二六七、四二六八号二枚、い自四九四〇至四九四三号四枚、い自四九七六至四九七八号三枚、い自五四九八至五五〇〇号三枚、い五五〇二、五五二五号二枚、い五五二七、五五九五号二枚、い五八七〇号一枚、い自五九〇七至五九〇九号三枚、い自五九一三至五九一五号三枚、い六六五二、六八〇二号二枚、い六八五四号一枚、い自六九八三至六九八四号二枚、い七〇〇七号一枚、い自七三四九至七三五〇号二枚、い七三三九、七五四六号二枚、い自七五六八至七五七〇号三枚、い七五九一号一枚、い自七八四五至七八四六号二枚、い八〇一七号一枚、い八五三九号一枚、い自八七三三至八七三五号三枚、い八八七八号一枚、い八八七九号一枚、い自一〇一一五至一〇一一七号三枚、い一〇四七五号一枚、い一〇四七六号一枚、い一一六二四号一枚、い自一一九三九至一一九四二号四枚、い七五四七号一枚、い七五四八号一枚
最終所有者　大藏大臣
買受人　森田作治
種類　東亞合成化学工業株式会社
株数　三十株
額面　五十円
払込金額　全額払込
発行年月日　昭和十七年七月一日
記号番号枚数　は二九四四号一枚、は自七八三五号至七八三九号五枚、は自二三七三号至二三七六号四枚
最終所有者　戦時金融金庫特殊整理人閉鎖機関整理委員会
買受人　森田作治

鹿児島縣日置郡伊集院町下谷口
申立人　柏木　克郎
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十四年七月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其株券を提出されたい若し期日迄に右の届出と提出をしないと其株券の無効を宣言することがある。
昭和二十三年十月十二日
尼崎簡易裁判所

（別紙）　目　録
一大日本紡績株式会社株式一株券三枚
但
記号番号　甲第一六七八二号、第一六七八三号、第一六七九〇号
額面及払込　金五十円也
発行者名義　取締役菊池恭三
最終名義人　柏木克郎

印刷局

官報　号外（第三十八号）

法律

公認会計士法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十三年十二月一日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百十七号
公認会計士法の一部を改正する法律
公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。
第五十七條第二項第一号中「計理士」の次に「及び税務代理士」を加う。

附　則

この法律は昭和二十三年十二月一日から施行する。
大藏大臣　泉山　三六
内閣総理大臣　吉田　茂

省令

◉商工省令第四十三号
臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基きガス使用制限規則を次のように制定する。
昭和二十三年十二月一日
商工大臣　大屋　晋三

ガス使用制限規則

第一條　この省令で「ガス」とは、瓦斯事業法（大正十二年法律第四十六号）によるガス事業者（以下ガス事業者という。）の供給する左に掲げるガスをいう。
一　石炭ガス
二　天然ガス
三　石炭ガスと天然ガス又は他のガスを混合したもの

第二條　ガスの使用者は、第三條の規定による商工局長の許可を受けた場合を除く外、告示をもつて定める期間及び地域においては、告示をもつて定める用途別又は地域別の限度を越えてガスを使用してはならない。

第三條　前條の期間及び地域において、新たにガスを使用しようとする者又は前條の限度を越えてガスの使用量を増加しようとする者は、商工局長の許可を受けなければならない。但し、家庭用ガスについてはこの限りでない。
2　前項の許可を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を使用の場所を管轄する商工局長に提出するとともに、その写をガス事業者に送付しなければならない。
3　第一項の許可の申請をした者が、許可を拒まれたとき又は許可について不服があるときは、その者は、その旨を経済安定本部総裁に申し出ることができる。この場合において、その者は、その文書の写を商工局長に提出しなければならない。

第四條　第二條の期間及び地域においてガスの使用者がガスの用途を変更しようとする場合には、商工局長の許可を受けなければならない。
2　前項の許可を受けようとする者は、別記様式第二号による申請書を使用の場所を管轄する商工局長に提出するとともに、その写をガス事業者に送付しなければならない。

第五條　商工大臣又は商工局長は特に必要があると認める場合には、ガスの使用者に対しガスの使用の停止又はガスの使用量の減少を命ずることができる。
2　前項の命令を受けたガスの使用者は、これに従わなければならない。

第六條　商工大臣又は商工局長はガスの使用者が第二條から第五條までの規定に違反してガスを使用した場合には、ガス事業者に対し、その使用者に対するガスの供給を停止するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。
2　前項の命令を受けたガス事業者は、これに従わなければならない。

第七條　商工大臣又は商工局長は、ガス事業者又はガス使用者に対し、ガスの使用制限について必要な報告を提出させることができる。
2　前項の命令を受けたガス事業者又はガス使用者は、これに従わなければならない。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。
2　ガス使用制限規則（昭和二十一年商工省令第五十六号）は、廃止する。但し、旧令に基いてした許可は、この省令に基いて為されたものとみなし、この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧令はこの省令施行後もなおその効力を有する。

別記様式第一号
ガス使用開始又はガス使用量増加申請書
一　申請者の氏名又は名称及び住所
二　ガスの使用場所
三　ガス事業者
四　新たにガスを使用し又はガスの使用量を増加しようとする理由
五　ガスの用途
工業用、医療用、公用（新聞発行用、試験研究用、学校用等）及び商業用の区分に従つて記載し、工業用については、その主要製品名を附記すること
六　予想最大使用ガス量又は予想最大増加使用ガス量
一箇年間の各月の予想最大使用ガス量を記載し、その算定基礎を明記すること
使用ガス量を増加しようとする場合には、最近六箇月の各月の使用ガス量の実績を附記すること
七　ガス使用開始予定期日又はガス使用量増加予定期日
八　ガス使用設備
設備の種類、設備の用途、容量及び箇数を明記すること

別記様式第二号
ガス用途変更申請書
一　申請者の氏名又は名称及び住所
二　ガスの使用場所
三　ガス事業者
四　ガスの用途を変更しようとする理由
五　ガスの用途
変更前の用途及び変更後の用途を記載し、工業用についてはその主要製品名を附記すること
六　予想最大使用ガス量
変更後一年間の各月の予想最大使用ガス量を記載し、その算定基礎を明記すること
七　ガスの用途変更予定期日
八　ガスの使用設備
設備の種類、設備の用途、容量及び箇数を記載すること

告示

◉商工省告示第百四十二号
ガス使用制限規則（昭和二十三年商工省令第四十三号）によるガスの使用制限の期間等について次のように定め、昭和二十二年十一月商工省告示第八十七号は廃止する。
昭和二十三年十二月一日
商工大臣　大屋　晋三
一　ガス使用制限規則（以下規則という。）第二條の規定によりガスの使用を制限する期間は、昭和二十三年十二月一日から昭和二十四年三月三十一日までとする。
二　規則第二條の規定によりガスの使用を制限する地域は、東京都、川口市、横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、鎌倉市、横須賀市、小田原市、名古屋市、一宮市、半田市、春日井市、豊橋市、岡崎市、京都市、舞鶴市、大阪市、布施市、守口市、八尾市、豊中市、吹田市、高槻市、池田市、茨木市、堺市、岸和田市、貝塚市、泉大津市、神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、明石市、姫路市、洲本市、福岡市、門司市、戸畑市、小倉市、若松市、久留米市、佐世保市及び当該都市と接続したガス導管によつてガスの供給を受けている周辺の地域とする。
三　規則第二條の規定による用途別及び地域別の限度は次のとおりとする。
一　家庭用ガスについては、一箇月一ガスメートル当り三十二立方米。但し、京都市における従来の二十四時間供給地域以外は一箇月一ガスメートル当り十六立方米
二　工業用、商業用ガスについては、一箇月につき昭和二十三年五月の使用実績の百分の八十

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

廣告

◉除権判決

昭和二十二年（ヘ）第七八六号
東京都中野区沼袋町四百八十二番地
申立人　近藤　千代
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年三月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且有株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十五日
東京地方裁判所
裁判官　藤井經雄

目　録
近藤　久吉
古河電氣工業株式会社株式（イ）十株券四枚（ロ）一株券十二枚
株券額面　（イ）金五百円（ロ）金五十円
一株に付払込金額　金五十円
記号番号　（イ）イ四八九二号、キ六三〇三号、シ八七四号、シ八七五号（ロ）ア二二三八号、ア二二三九号、自カ三五二七号至三五三〇号、自サ一一二五号至一一三〇号
最終株主名義　近藤久吉
発行者　古河電氣工業株式会社社長中川末吉
近藤　千代
関東配電株式会社株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百円
一株に付払込金額　金五十円
記号番号　甲は九五〇六六号
最終株主名義　近藤千代
発行者　関東配電株式会社
発行年月日　昭和十七年四月一日

昭和二十一年（ヘ）第三五六九号
名古屋市西区香有町四丁目三十一番地
申立人　熊澤　一郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年四月二日午前十時の期日迄に権利を届出て且有株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十三年十月十五日
東京地方裁判所
裁判官　藤井經雄

第6565号　物価号外

第6565号　物価号外

（別紙）　目　録

鐘淵工業株式会社旧株式

一五十株券（額面金二千五百円）全額拂込済

内訳

一記号及番号　丙第二〇四二二号

一十株券（額面金五百円）全額拂込済

一記号及番号　乙自第二七六九八号至第二七七〇〇号

一一株券（額面金五十円）全額拂込済

一記号及番号　甲自七五七六八号至七五七七二号

一発行者　東京都品川区大井鎧町三四七五鐘淵工業株式会社

一前記の株式名義人　龍澤千代子

昭和二十一年（ヘ）第三六八〇号

兵庫縣明石郡玉津村今津四〇四番地　申立人　本木良夫

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年十月一日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月十五日

東京地方裁判所

判事　藤井經雄

（別紙）　目　録

一東京急行電鉄株式会社新株式六十株

十株券六枚

一株券額面金額　金五百円也

一株に付拂込金　二十五円

記号及番号　り第一〇〇三七号、同丑自第一七九八三号至第一七九八七号

発行者　小田急電鉄株式会社取締役社長利光鶴松

発行日　昭和十六年四月五日

最終株主　本木良夫

昭和二十一年（ヘ）第三六八一号

兵庫縣明石郡玉津村今津四〇四番地　申立人　本木久右ヱ門

別紙目録表示の債券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年七月二十二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右債券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記債券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月十五日

東京地方裁判所

裁判官　藤井經雄

（別紙）　目　録

一政府保証東京交通債券額面総額金二万五千二百円也

券面内訳

券面種類、枚数、記号番号　一万円券二枚ろ第一四七三号、同第一四七四号、一千円券五枚は自第一九九六九号至同第一九九七三号、一百円券二枚に第四〇〇二二号、同第四〇〇二三号

右発行年月日　昭和十六年九月三十日

発行者　帝都高速度交通営團

債券所有者名義人　兵庫縣明石郡玉津村今津四〇四本木久右ヱ門

昭和二十一年（ヘ）第四〇九八号

東京都杉並区高円寺六の七四六　申立人　佐野　耕作

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年三月二十九日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月十五日

東京地方裁判所

裁判官　藤井經雄

（別紙）　目　録

一旧鐘淵工業株式会社株式五十株券一枚

但し

株券額面　一株に付金五十円也

一株に付拂込　金五十円也

株券記号番号　丙第二一八八八号

最終株主　株式会社日本貯蓄銀行取締役頭取内山直三

一三菱重工業株式会社株式五十株券一通、十株券二通

但し

額面　五株券金二百五十円也、十株券金五百円也

額面総額　金一千二百五十円也

一株拂込金額　金五十円

記号番号　五株券乙九六九三号、十株券内自一九七一号至一九七二号

発行年月日　昭和九年九月五日

発行者　三菱重工業株式会社取締役会長斯波孝四郎

最終名義人　大木庫夫

一三菱重工業株式会社株式　五株券一通、十株券二通

但し

額面　五株券金二百五十円也、十株券金五百円也

額面総額　金一千二百五十円也

一株拂込金額　金五十円

記号番号　五株券ろ四一三八号、十株券は自二〇五一二号至二〇五一三号

発行年月日　昭和十二年六月一日

十株券　五通

但し

額面　金五百円也

額面総額　金二千五百円也

一株拂込金額　金五十円

記号番号　ゥ自一三五六二号至一三五六六号

発行年月日　昭和十五年五月一日

発行者　三菱重工業株式会社取締役会長斯波孝四郎

最終名義人　大木庫夫

昭和二十一年（ヘ）第二五六二号

愛知縣海部郡弥富町大字鯏浦字下巳二百五十六番地伊藤重三郎方　申立人　伊藤　勇

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年六月十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月二十八日

東京地方裁判所

裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　録

一日本製鉄株式会社株式二百株

一株式の種類及数　額面二千五百円の五十株券二枚、額面五百円の十株券十枚

一株式の記号番号　五十株券は丙第一七六九一号、は丙第一七六九二号、十株券自に乙第五四六六七号至に乙第五四六七一号、自に乙第六三七二二号至に乙第六三七二六号

一一株の金額　五十円

一一株の拂込金額　五十円

一最後の登録名義人　伊藤勇

昭和二十一年（ヘ）第二五六三号

名古屋市中区傳馬町七丁目三番地

申立人　株式会社山田橘郎商店

右代表取締役　山田　橘郎

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年六月二十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月二十八日

東京地方裁判所

裁判官　佐野英雄

（別紙）　目　録

日本発送電株式会社株式五百株

一額面　金二万五千円也

一拂込金額　金二万五千円也

一記号番号種類枚数　い丙第二九五二六号、同第二九五二七号五十株券二枚、は丙第四一一七八号、同第四一一七九号五十株券二枚、に丙第八三八号、同第八三九号五十株券二枚、ほ丙第二二七九号五十株券一枚、自い乙第一八六七七号至い乙第一八六八一号十株券五枚、自い乙第三六三四二号至い乙第三六三四五号十株券四枚、い乙第一〇一八八七号十株券一枚、自は乙第一〇二七五号至は乙第一〇二七九号十株券五枚

一発行者　東京都小石川区小石川町一丁目一番地十一日本発送電株式会社

一最終の株式名義人　株式会社山田橘郎商会取締役社長山田橘郎

昭和二十一年（ヘ）第二五七四号

尾道市十四日町二百八番地　申立人　藤井　セイ

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十三年六月十四日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月二十八日

東京地方裁判所

裁判官　佐野英雄

（別紙）　株券の表示

一株式会社日立製作所株券二十一枚

株券の種類	額面	記号及番号	枚数	発行年月日
五十株券	二千五百円	ぬ第一七六三五号 ぬ第一〇一九八号	二枚	昭和十四年三月十日
十株券	五百円	丙自第二三〇七三号 至第二三〇七七号	五枚	昭和十五年二月二十六日
同	同	丙自第一〇三七九号 至第一〇三八〇号	二枚	同
同	同	て第四五三二号 て第五三八〇号	二枚	昭和十二年七月六日
一株券	五十円	ほ自第三七九二二号 至第三七九二五号	四枚	昭和十四年三月十日
同	同	丁自第七五一五七号 至第七五一六二号	六枚	昭和十五年十二月二十六日

一株の拂込金額　全額

発行者　東京都麹町区丸ノ内二丁目十二番地株式会社日立製作所

最終名義人　藤井セイ

昭和二十一年（ヘ）第三六二六号

神戸市須磨区舞子馘ノ町八〇二番地の三熊田亮孝方　申立人　山田　甲一

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十二年十月二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十三年十月三十日

東京地方裁判所

判事　佐野英雄

（別紙）　目　録（第一）

一古河電氣工業株式会社発行一株券十枚

一株の額面　金五十円にして全額拂込済

記号番号　ア第一八八〇号、ア第一八八一号、自カ第二九九一号至カ第二九九二号、自サ第二九三八号至サ第二九四二号

最終株主名義人　山田甲一

最後の所持人　山田甲一

目　録（第二）

日本製鉄株式会社発行十株券二枚、一株券十四枚

一株の額面　金五十円にして全額拂込済のもの

記号番号　十株券は乙第二二八五〇号、に乙第三一四〇三号、一株券ろ甲第二一八二七号、ろ甲第二一八二八号、は甲自第一八四五八号至第一八四六五号、に甲第一六六五一号、に甲第一六六五二号

最終株主名義人　山田甲一

最後の所持人　右同人

印　刷　局

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可